

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| 予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (20 . 4 定) | | | |
|--|--|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日 (月) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 閉 会 | 午後 4 時 5 2 分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 中島委員長、山田副委員長、千葉・成田(祐)・菊地・ 齊藤(陽)・濱本・林下・成田(晃) 各委員 | | |
| 説明員 | 市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、 小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 | | | |
| 委員長 | | | |
| 署名員 | | | |
| 署名員 | | | |
| 書 記 | | | |

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、佐藤委員が成田晃司委員に、山口委員が林下委員に、北野委員が菊地委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

千葉委員

観光について

初めに、観光について伺います。一般質問でもさせていただいたのですが、小樽経済に密接する観光産業について、世界金融の不安や日本経済の停滞などで観光客が減少するのではないかという懸念がございます。そのようなことにも左右されることのない観光都市小樽を築き上げていくことが重要であるというふうに感じておりますし、また、その可能性を秘めているのが小樽市であるというふうに思っています。御答弁から、小樽市を宿泊地とするツアーが少ない現状というのは、施設数及び収容人員が、近隣の札幌市に比べ限界があるということを再認識いたしました。

そこでお伺いいたしますが、通過型観光から時間消費型観光へと重点を置く小樽観光ですが、通過型と言われていた団体ツアー客に対しましては、これからどのような戦略を考えていかれるのか、まず伺いたいと思います。

（産業港湾）観光振興室長

観光についての御質問ですけれども、滞在型観光は小樽市の 20 年にわたる観光の課題の一つであります。現在、一つは平成 18 年に策定しました小樽市観光基本計画を推進するために立ち上げた小樽観光プロジェクト推進会議というものがございます。こちらの中で商店街夜のにぎわいづくり事業を中心に行うための施策を検討しているところでございます。

それから、今年の 11 月からなのですけれども、「本気」と書いて「まじ」と読むのですけれども、「商大生が小樽の観光について本気で考えるプロジェクト」、いわゆる「本気（まじ）プロ」と呼ばれるものなのですけれども、そちらに対しまして小樽市のほうから四つの課題を与え、検討していただいております。その中の一つが滞在型観光推進プロジェクトというものでありまして、早ければ 2 月、3 月の頭くらいまでには、この結果が出てくることになっております。

それから、17 年から立ち上げ、実行委員会形式で、市と観光協会が中心になって行っております教育旅行誘致促進実行委員会というものがございます。こちらにつきまして、関東、関西、それから九州方面に対して教育旅行の誘致を行っておりますけれども、これにつきましては、今月の 8 日に、国内ではなく台湾のほうから、国立の高校が小樽市に視察を兼ねてやってこられたということがございます。

千葉委員

それでは、個人あるいはグループで観光にいらっしゃる方々に対してはいかがでしょうか。

（産業港湾）観光振興室長

通過型観光に対する策については、一つには、やはりエージェントの方に小樽に何とか泊まっていただきたいという話しをしていただくのが一番かと思っております。それから、泊まっていただいた方にリピーターになってい

ただくためには、再度やはり夜のにぎわいを見せるということで、小樽の夜はよかったということで帰っていただくことだろうと思っております。

千葉委員

ツアーの方にしろ個人の方にしろ、本当に宿泊していただくことはもちろんなのですが、リピーターになっていただくことが重要ということで、さまざまな形で議論されているというふうに思っています。小樽市は、本当に観光資源が豊富にございまして、建造物もそうですし、景色とか食べ物に関しましても海があり山もありということで、非常に訴えていく資源が豊富にありすぎて、逆に、では何が一番訴えていけるかということで、悩ましい、うれしい悲鳴でもあるのですが、反面、そのたくさんある資源をどのように提供していくかということもポイントになっているというふうに思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

（産業港湾）観光振興室長

小樽観光の中心をなしているのは札幌圏の方々を中心とする道央圏です。とりわけ札幌の方々なのですが、現在の取組としましては、やはりPR不足ではないかという声が札幌方面からも聞かれておりますので、現在、11月11日から始まっております小樽ロングクリスマス、このチラシ1万5,000部を手稲区にまず配布いたしております。それから、12月、1月の忘新年会プランということで冊子をつくりまして、これもまた配布しております。そうした形で、特に札幌をターゲットに絞った状況にもなっております。

今後につきましては、上期になりますけれども、大切な事業ということで雪あかりの路というイベントがございます。こちらのガイドブックにつきましても、手稲区を中心に配布したいと思っております。これは新聞折り込みになるかどうかわかりませんが、現在、検討中です。

それから、先ほどの商大生の本気（まじ）プロの関係ですが、四つのうちの一つに、札幌圏のマーケティングプロジェクトというものがございまして、こちらの結果についても重く受け止めて検討してまいりたいと思っております。

それから、小樽案内人マイスターの活用の下に周遊型観光コースをつくっていただくという取組を現在進めております。

千葉委員

では、例えばこれということではなく、さまざまなイベントの中で小樽市をアピールしていくというふうに受け止めたのですが、やはり滞在期間が長くなって、リピーターの方が増えるということで、市民の方との交流が生まれ、非常に接点が増えてくるのではないかと考えています。そういう中で、一般質問の中でも若干触れさせていただいたのですが、小樽市民自身の観光都市小樽としての意識の向上については、どのようにお考えでしょうか。

（産業港湾）観光振興室長

市民や民間レベルの方々の観光に対する意識の向上ということでございますけれども、平成11年2月から始まりましたこの小樽雪あかりの路というのが、相当、市民の意識レベルを高めるために必要なイベントであり、これにつきましては、13年、15年に現在の小樽市の観光ボランティアの中核をなしています二つの団体がこのイベントによって組織されました。それから、18年に開校しました観光大学校についても、今、おたる案内人1級、2級、マイスターということで、市民の多くの方々に受験していただいております。この二つが今そういう意識向上のための中核をなしているのではないかと考えております。

千葉委員

本当にそのリピーターの方が増加して、観光のその先に何かあるのかということを考えてときに、やはり移住とか、そういう促進事業にもつながっていくかというふうに思っています。移住をされた方に、例えば育った環境も違い、また近所の方との付き合いなど、全く知らない土地に移住をするということ自体にいろいろな問題があると

ということで、それでもなおかつ移住をしたきっかけは何ですかとその方々に聞きますと、やはり仕事や旅行で何回か訪れていく中で、その土地の方との交流が増えて仲間ができた、友人ができたということが非常に大きな理由だという御意見もありましたので、この取組についてはぜひ進めていきたいというふうに思っています。

一般質問で、ゆるキャラの件について質問をさせていただきました。小樽市でも水道局の「みずきちゃん」「みずおくん」とか、また今までも小樽運河のガス灯のイメージをキャラクターとして御使用になっていたようですけれども、本当に市民の方に親しみやすい、また観光客の方も観光サイト上で楽しく検索できるような形で、ゆるキャラのお考えはどうでしょうかということで聞かせていただきました。このキャラクターの存在の効果というのをどのようにお考えですか。

（産業港湾）観光振興室長

一般質問で御質問をいただきましたゆるキャラの件でございますけれども、実際、彦根市のほうの井伊直弼と開国 150 年祭 PR キャラクターの「ひこにゃん」については、相当人気を博している反面、奈良の「せんとくん」のような件ですとか、いろいろあります。その中で、本会議で市長も答弁いたしましたけれども、本市の場合は平成 4 年に「やすらぎのまち、おたる」というキャッチコピーを基に小樽運河のガス灯を表した観光シンボルマークをつくっております。これについては、現在、どちらかという観光都市宣言を表に出していますので、あまり市の封筒や便せん等には印刷はしておりませんが、10 年くらいにわたって小樽の観光のイメージを引っ張ってきたという形になっております。

いずれにいたしましても、市長が答弁いたしましたとおり、アイデンティティの確立といえますが、経済戦略というのは、観光を進めていく上で、小樽市だけではなくて、全道的にも全国的にも大変重要な取組だと考えていますので、観光基本計画を推進するために策定しております先ほど申し上げました観光プロジェクト推進会議のほうにお伝えした中で、その効果について検討しながら行っていきたいと考えております。

千葉委員

逆に今、御答弁を聞くと、観光の中でのそういうゆるキャラづくりというのはちょっと難しいという印象を受けたのですが、自治体によっては観光だけに特化することなく、例えばちょっと話がまた観光からずれるかもしれませんが、小樽市が自治体としてのキャラクターを公募なりしまして、それを例えば子育て支援課の案内板に使ったり、また、そういう子供が見て親しみやすい子育て支援課のようなサイト上にマークづけをしたり、市民と自治体との垣根を低くするような、そのような取組をなさっている自治体もあるというふうに聞いております。今の私の質問からは観光ということでお話しさせていただきましたけれども、「ひこにゃん」とか「せんとくん」のようにあそこまで話題性を求めているのではなくて、やはり何か子供や、また幅広いファミリー層にも、この小樽のまちに来ていただいて楽しんでいけるような方向性で、このキャラクターの存在というのにはぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

産業港湾部長

トータルとしてどうするかということになりますけれども、観光サイドだけの問題ではございませんけれども、そういった今の委員が述べているのも一つの視点かというふうには思います。いずれにしても、我々サイドのほうとしては、観光推進プロジェクト会議の中で議論をいただくというようなことを考えておりますし、それから先ほど観光振興室長も答えましたけれども、本来の小樽市のロゴマークのようなものもありますので、これらのものについても、活用は十分図れると思いますから、そういった点ではそういうものをこれからも十分活用して、市民の皆様が親しんでいただく、あるいはまた観光客や市外の方にも、ああ小樽といえあのマークだというふうな形で親しんでいただくのも、一つの戦略ではないかと思っております。

千葉委員

市営住宅について

次に、市営住宅について伺いたいと思います。

市営住宅のここ 5 年間の入居率と、直近で結構なのですが、現在の入居率を教えてくださいませんか。

（建設）建築住宅課長

市営住宅の入居率ということでございますが、直近 5 年間ということですので、それぞれ年度末の 3 月 31 日現在の率を申し上げます。まず、平成 15 年度末の入居率が 80.7 パーセント、それから 16 年度末が 81.97 パーセント、17 年度末が 80.37 パーセント、18 年度末が 79.29 パーセント、19 年度末が 77.66 パーセント。それで、直近の率ということですが、20 年 12 月 11 日現在になってはいますが、管理戸数に対する入居戸数でございますけれども、76.61 パーセントとなっております。

千葉委員

この入居されている方々の年齢的な傾向というのはわかりますか。

（建設）建築住宅課長

入居者の年齢的な構成ということでございますけれども、平成 18 年 1 月のデータなのですが、ストック総合活用計画を策定したときのデータでございますけれども、世帯年齢別で見ますと、70 歳代が 21.9 パーセントで最も多く、次いで 60 歳代が 21.7 パーセント、50 歳代が 20.8 パーセント、65 歳以上が 42.6 パーセントを占めている状況でございます。

千葉委員

次に、市営住宅の入居に際しまして特定の条件がついた住宅というのがあれば教えてくださいませんか。

（建設）建築住宅課長

特定の条件がつけました住宅ということでございますけれども、まず二つございまして、新光 E 住宅の一部が高齢者世話付住宅ということで、60 歳以上の方が入居されるシルバーハウジング事業で運営をしている住宅がございます。それと、入船住宅、これは高齢単身者用ということで 60 歳以上を対象にして設置した住宅でございます。それ以外には、特定ということですが、身体障害者用の車いすの専用住戸を設けており、それが手宮公園団地以降設置を続けていまして、現在、オタモイ 2 号棟までで 16 戸を越す車いすの専用住戸を供給してございます。

千葉委員

次に、市営住宅の駐車場について、駐車場の区画台数と利用状況というか、承認台数というのでしょうか、ここ 5 年間と直近のものをお聞かせ願います。

（建設）建築住宅課長

駐車場の区画台数と承認台数ということでございますけれども、ここ 5 年間ということで、同じように平成 15 年度末日からの数字を申し上げますと、まず 15 年度末の区画台数が 1,212 区画に対しまして承認台数が 1,000 台、16 年度末が 1,241 区画に対しまして 1,026 台、17 年度末が 1,280 区画に対しまして 1,062 台、18 年度末が 1,294 区画に対しまして 1,057 台、19 年度末が 1,320 区画に対しまして 1,070 台ということでございます。直近のデータでございますけれども、20 年 10 月 31 日の数字でございますけれども、区画台数が 1,320 区画に対しまして承認台数が 1,055 台という状況になってございます。

千葉委員

今、入居率と駐車場の利用率をお伺いしたのですが、市営住宅の古さといいますか、そういうのも関係してはいますが、供給率は確かに 80 パーセント台ということなのですが、駐車場の利用数もあまり増えていないというふうに思っています。この未承認台数によって駐車場の使用料の減収があると思うのですが、単純に年間どのくらいになっているのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

直近の年数の台数で言いますと、10 月 31 日現在、1,320 区画に対しまして 1,055 台の承認台数ですので、未承認

区画の台数が 265 台分ございます。これを実際に使用した場合の使用料はどれぐらいになるかということでございますけれども、一月 3,040 円の駐車料金でございますから、それに 12 か月分に未承認の 265 台を掛けまして計算しますと、約 960 万円の使用料になります。

千葉委員

結構大きな金額と感じておりますけれども、本当に駐車場の利用状況というのは、その立地ですとか、先ほど特定目的用住宅についてちょっと聞かせていただいたのですが、そういうものの違いによって駐車場の利用率にも結構大きな差があるかというふうに思っておりますけれども、この駐車場の利用割合が 8 割以下の住宅について、その住宅名と住宅入居率、また、その駐車場の区画台数と利用状況、割合などについてお教え願います。

（建設）建築住宅課長

直近の数字で申し上げますが、現在のまず使用が 8 割以下の駐車場ですけれども、張碓住宅がございまして、区画台数 8 台に対しまして承認台数が 5 台のため、62.5 パーセントになってございます。申しわけございませんが現在の入居戸別については中途半端な数字しか持ち合わせてございません。次に、新光 E 住宅が 56 区画に対しまして 32 台の承認で 57.1 パーセント、それから桜 A 住宅が 66 区画に対しまして 48 台ですと 72.7 パーセント、それと入船住宅が区画台数 10 区画に対しまして承認台数がゼロということで使用率はゼロパーセント、手宮公園住宅は 96 区画に対しまして 59 台で 61.5 パーセント、それと祝津住宅が合計で 327 区画に対しまして 252 台で 77.1 パーセント、それとオタモイの新しい住宅ですが、59 区画に対しまして 38 台で 64.4 パーセントでございます。

千葉委員

住宅の立地条件によって、車が必要ない方もいるかと思っておりますけれども、先ほどその入居者の年齢的な傾向性からしても、非常に高齢者の方が増えていることも一つの要因なのかというふうに思っておりますし、また今、車の台数、販売量も落ちていまして、駐車場を利用しなくても公共バスなども利便性が高いので、そういうことで車を使わない方も非常に増えているというふうに思います。そういう中で、やはり先ほど単純に計算していただいた 960 万円の金額というのは、小樽市にとっては決して小さいものではないと思っておりますし、この財政状況が厳しい中で、駐車場の使用料というのは特別会計の歳入ということでありまして、この空き駐車場に対しての有効利用というのは、これから先考えていかななくてはいけない課題ではないかというふうに思っておりますけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

駐車場の利用率に関しましては、私どもとしても課題ととらえており、以前に北海道のほうに、例えば民間なり近所なりに開放することができるかということで問い合わせたこともありますが、基本的には補助事業で駐車場が整備されていることから、国との協議が必要である。北海道としては、今まで積極的に検討したことはなく、また他市町村からの問い合わせも特には受けていないということを知った状況がありますけれども、市としても、今、御指摘を受けましたように、何らかの空き駐車場対策というのは十分理解できますが、補助事業といった部分がありますので、ちょっとお時間をいただく中で、こういった形の利用の仕方等ができるかを研究してまいりたいと思っております。

千葉委員

補助事業ということで、制度的な難しさなどがあるかと思っておりますけれども、やはりこれからどんどん高齢化が進んでいく中で、あきというのは非常に目立ってくると思うのです。特に先ほど言った入船住宅に関しましては、10 台中 1 台も承認台数がないということで、やはり居住している方々や、その近隣の方々から見ても、ちょっとどうなのかと、民間であれば、どうやって有効利用していくかということを考えざるを得ないことではないかというふうに思っております。実際には高いハードルが数多くあるかと思っておりますけれども、すぐ、では今年そういう打合せをして来年やるうんぬんではなくて、これから先、一つ一つの問題点をぜひクリアしていただいて、道内では実施し

ているところはないというお話ですけれども、先ほどちょっと調べましたら、西宮市なども、この目的外使用ということで民間に貸出しをしているようであります。その中にはさまざま条件もありまして、半径 2 キロメートル以内に居住している方、また勤務している方といった条件もあるようなのですが、そういう事例などもぜひ研究をしていただいて、この有効利用に関しましては、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

建設部長

先ほど担当課長が申しあげましたように、私どもも駐車場の未利用については大変気にしている部分でございます。その中で、実は違法に近隣の方がとめるというような状況もあって、それを排除したこともあるぐらい需要はあるのだらうと思っています。ただ、先ほど課長が答弁をしたような状況でございますので、今、他都市の事例も聞きましたので、前向きに貸出しができないか研究をさせていただきますので、もう少し時間をいただければと思います。

斉藤（陽）委員

使用料及び手数料の改定について

使用料及び手数料の改定で 1 点確認をさせていただきたいと思いますが、今回の改定について「見直しの視点」の で、平成 17 年度に見直しを行った施設使用料の料金区分は変更しないというのがうたわれているのですが、17 年度に見直しを行わなかった部分についても変更はないのでしょうか。

（財政）中田主幹

料金体系につきましては、前回平成 17 年度のときに個人の使用にかかわって中学生以下、高校生、一般、高齢者というような区分で整理をいたしまして、中学生以下については無料といたしております。それと、高校生については、一般の半額で整理をさせていただいております。高齢者については、それまで減免のような形で使用料を全額免除した部分が多かったのですけれども、前回 17 年度から一般の半額程度の御負担をいただくことになっておりまして、今回もその形を踏襲して見直しをしているということで、同様に料金を整理しております。

斉藤（陽）委員

今回は料金区分の変更はないということで確認してよろしいですね。

（財政）中田主幹

一応そのとおりでございます。

斉藤（陽）委員

それで、小中学生あるいは高齢者については、そういう半額等の規定があるわけですが、障害者についても各種の減免等が設けられている部分がありますが、今回の改定で障害者についての減免にかかわる部分というのは出てきていますか。

（福祉）石崎主幹

障害児者等の公共施設利用にかかわる施設使用料の減免についてでありますけれども、これまでは障害者等の社会参加と自立の支援を図るという観点で、各施設条例等の減免規定の「その他市長が特別の理由があると認めるとき」という項を使いまして、別に要綱を定めて、減免対象施設を限定して減免してきている関係がございます。このときの改定の部分では、錢函市民センター使用料、それから、いなきたのコミュニティセンター使用料、美術館使用料、総合体育館使用料につきましては、これまでどおり全額免除にしておりますけれども、その他の部分につきましては減免対象施設等にしておりませんので、これにつきましては障害者ということではなくて、一般市民の扱いで同じようにされるものと思っております。

斉藤（陽）委員

減免という仕組み自体は変わらないということでしょうけれども、使用料そのものが改定になるということで、

減免はされても、される前と比べれば一定の値上げ等が生じているということだと思いますが、その値上げ率等についてお示しいだきたいと思えます。

（福祉）石崎主幹

ただいま申し上げた 4 か所の使用料につきましては、これまでも全額免除という形でして、引き続いて同じです。値上げ率という部分はないと思えます。

斉藤（陽）委員

それであれば結構です。半額とかそういった形であれば減免されても値上がり分が出てくるというふうに考えたのですが、全額免除でゼロになっているのであれば問題ないと思えますので、わかりました。

福祉灯油とふれあい見舞金について

それではもう一点、代表質問でも伺ったのですが、ふれあい見舞金についてなのですけれども、来年度の実施について、今年度は小樽市が福祉灯油、共同募金会のほうがふれあい見舞金というふうに、分業というか、手分けをするという形になっていますけれども、御答弁では、来年度からの共同募金会の部分については、今年度から共同募金会の単独事業となりましたので、歳末助け合いの募金額の状況等にもよるとは思いますが、実施については年末までに判断されるものと考えているということ、ちょっと他人事といいますが、実際、現状では他人事になってしまったわけなのですけれども、従来までの経緯を考えると、来年度もし福祉灯油が市も実施できないというような状況になった場合に、ではふれあい見舞金は、もう共同募金会の単独事業だから小樽市は関係ないということでもいいのかというのが非常に気になる部分なのですけれども、その点についての考え方を代表質問で伺ったのですが、改めていかがでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

福祉灯油とふれあい見舞金のことになりますけれども、これは昨年の福祉灯油の実施という中においては、従来から北海道地域政策総合補助金のメニューの中に、高齢者等の冬の生活支援事業ということで燃料の購入費も認められ、その補助事業の中で、昨年度 100 万円の助成を受けて福祉灯油を実施したところであります。

今年度につきましては、ずっと灯油類が高騰しておりまして、北海道においても従来の事業を見直して、福祉灯油特別対策事業という別枠で補助事業を設けて、北海道も補正をしまして、その予算の枠内という制限はありましたけれども、従来の 100 万円を上限ということではなくて、1 世帯当たり 9,500 円の半額を補助するというところで拡大したという背景もありまして、小樽市においても、今定例会に冬期特別生活支援事業、福祉灯油の実施を議決いただき、今、実施する作業を進めているところであります。

来年度のことについては、市長が答弁したとおりでありますけれども、考え方としては、今年度整理をさせていただいたのですけれども、もし市が何らかを冬期に向けて実施するとすれば、金額は別にしても、これまで北海道が行ってきた地域政策総合補助金のメニューの中の高齢者等の冬の生活支援事業、上限 100 万円の事業になりますけれども、それは来年も実施されるというようなことで見込んでおりまして、市が行うとすれば、その共同募金会のふれあい見舞金の上乗せといいますが、一緒にやるという形ではなくて、あくまでも福祉灯油の実施という中で検討することになるだろうと考えております。

斉藤（陽）委員

考え方としては、従来と一緒に協力するというふれあい見舞金ではなくて、あくまでもふれあい見舞金は共同募金ということで、額の多少上がり下がりはあるけれども福祉灯油は別口で考えるというふうな理解でよろしいですか。

（福祉）地域福祉課長

小樽市が実施するとすれば、あくまでも福祉灯油ということで、灯油購入費の助成ということでの性格づけをしっかりとしていきたいというふうに考えております。

齊藤（陽）委員

もう一回確認しますが、「共同募金会の歳末助け合いの募金額にもよると思いますが」という答弁に、ただし書きがついているのですが、その額の状況にもかかわらず、それとは別に小樽市としてはやはり単独で行うという考え方ですか。

（福祉）地域福祉課長

ふれあい見舞金は、あくまでも共同募金会の事業ということで今回位置づけまして、そこについては当然共同募金会の事業で、その金額の多い少ない、やるやらないということもあるかもしれませんが、通常は集まりぐあいによってその配分のされぐあいというのも変わってくるので、市長が答弁したように、その集まりぐあいによっては、それが実施されるかどうか共同募金会が判断すると考えておりまして、そこをやらないということはあまり考えられないとは思いますが、こちらは金額の増減はあるでしょうけれども、小樽市がそういう冬期に向けての事業を実施するとすれば福祉灯油という明確にした形で実施するということです。

齊藤（陽）委員

今年度と同じような形で、要するに縦分けを続けるということなのですね。わかりました。

国道の安全確保について

それでは最後に、小樽市の道路ではないのですが、小樽市内の国道 5 号、393 号もありますけれども、国道 5 号のロードヒーティングされている箇所というのは何か所ぐらいあるのでしょうか。

建設部次長

市のほうではちょっと把握はしていないのですが、大きな箇所では若竹のところで、あと長橋トンネルの中、あと入船付近では歩道にロードヒーティングを敷いてあります。あと、国道を拡幅するときに、市道取付けの山側のほうに、急になったところがあり、その部分では何か所か設置しているのですが、基本的に国道の場合は道路構造令で道路こう配を 6 パーセントまでに抑えるのが原則でやっていますので、極端に急なところは、国道の場合はあまりない状況です。

齊藤（陽）委員

私の印象としても、入船十字街から住吉神社のあたりとか、若竹の坂の立体交差にかかるところとか、何か所かあるのですが、どちらかという市内中心部の話で、今伺いたいのは、東小樽の交差点から朝里方向に上がっていく結構長い上り坂と、それから、銭函の御膳水の交差点から銭函小学校とか中学校とか桂岡のほうに向かって上がっていく坂といいますが、方向がちょっと逆になって話していますが、そういう郊外の長い坂道については、急に路面が凍結したような場合に、特に早朝や夕方のラッシュ時間のようなときに限って、トレーラーが坂で滑って上がれなくなって横を向いてしまうようなことがたまたまあります。それで、両方、上りも下りも、札幌方向も小樽方向も渋滞してしまって、非常に混雑するといいますが、混乱する、そういうことがあるものですか、この対策について、融雪剤の散布とかいろいろなことがもっとタイミングよくできないものか、それとももし難しいのであれば、非常に事故のもとにもなりますし、交通の妨げにもなるということで、ある区間をロードヒーティングにするなどの対策を国に対して要望していただけないかということなのですか、これはどちらに伺えばいいのでしょうか。

（生活環境）生活安全課長

今、国道の安全の確保という意味での御質問があったかと思いますが、ちょうど 12 月 1 日から 3 月 31 日まで、「冬道じわ~っとおたる運動」が始まってございまして、急発進、急ハンドル、急ブレーキ、急加速禁止ということで、小樽の交通安全を維持しよう、守っていこうということで運動を行ってございまして、その構成員の中に開発建設部とか小樽の土木現業所などの道路管理者も含まれていまして、その中でお聞きしたところによりますと、通常の道路パトロールは生活道路をパトロールし、圧雪状態などを確認しながら、常に砂や融雪剤をまいてい

いうふうに聞いてございます。今、委員の御指摘の件については、開発建設部のほうにお伝えして、どういう対応をとっていただけるのかということを確認してまいりたいというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

もう一か所、張碓の大曲のところのカーブ、それから張碓、銭函方向から来て大曲を通り過ぎて、またさらに小樽方向に結構長い坂がありますけれども、坂といいますが、橋になっているのか、そういったあたりでも非常に事故が多発するし、滑りやすいということで、その部分についても加えて安全対策の要望ということで、ロードヒーティングにしないまでも、タイミングよく融雪剤を散布すればある程度防げる部分もあるのではないかと思いますので、ぜひ要望をお願いしたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

林下委員

銭函市民センターの使用料改定について

使用料及び手数料の改定について、先般、当委員会で質問させていただきまして、とりわけ銭函市民センターの関係では、利用者と話合いの最中という答弁をいただきましたけれども、その結果について、まず御報告をお願いしたいと思います。

（生活環境）銭函サービスセンター所長

12月13日に市民センターで囲碁の愛好家の方々と話合いをしました。趣旨としましては、12月4日に役員4名の方とサービスセンターで会ったのですが、役員の方から、会のほうにその報告をしたいのだけれども、サービスセンターのほうの考え方とずれて説明したら困るので、市の考え方を説明していただきたいと、その場で賛成、反対というのではなくして、それらについてのお話を聞きたいということで出向きました。その中で会員の方から、値上げは反対であるとか、どうして今有料化するのとか、使用料を取るのであれば施設の改善をしてほしい、あるいは使用料を月に8回、70歳以上の方が利用すると400円、年にすると4,800円ぐらいかかるので、どうか緩和措置がないものか等の意見がありました。ただ、そこで意見を取りまとめるということではなくて、小樽市としてその施設の利用に当たって、ほかの施設、体育室等あるいは集会所等では使用料がかかるのだけれども、その遊戯室だけは使用料がかかっていないということに対する利用者等の指摘があるので、今回バランスをとるということで、改善させていただくとともに、遊戯室について、実態として大人の方の利用が多いので、娯楽室として子供から大人まで利用していただくということでの改正であると説明をさせていただきました。結論というわけではないのですが、最終的にその会の会長から、いずれにしても遊戯室あるいは、娯楽室について、使いやすい施設として運営をしていただきたいというお話はいただいております。以上が会議の大まかな概要でございます。

林下委員

ちょっと今の御説明を聞いていて、利用者の方が本当にどういう気持ちでおられるのかというのはちょっと私もつかみかねるので、この間質問をさせていただいたように、やはり老人福祉施設としての役割を兼ねていたという考え方が非常に強いように私は感じているものですから、そうした要素を加味した中で市としての判断をしていくと、こういう理解でよろしいでしょうか。どうですか。

（生活環境）銭函サービスセンター所長

市の考え方としては、利用者にとって負担のないようにということで、低廉な料金、一般の方ですと1日使って100円、体育室ですと3区分、午前・午後・夜間と使用して一般の方200円の合計600円かかるところですが、その施設につきましては1日使って100円で、高齢者の方や高校生につきましては、その半額の1日使って50円とい

うことで料金設定をさせていただいております、やはり市としても、全市的な部分での料金体系の考え方にもなりますけれども、配慮しているつもりであります。

林下委員

雇用対策について

それでは、質問を変えます。

さきの代表質問で、とりわけ非正規雇用労働者の拡大の中で、小樽市として取り組むべき又は取組ができる課題として、公契約条例の制定について市長の見解を求めたところでございますし、既に市長からも御答弁をいただいておりますけれども、まず小樽市としての雇用対策についてお伺いしたいと思います。

今、アメリカ発の経済危機ということで、日本経済も急速に悪化をしております、派遣労働者の解雇というのが大きな社会問題になっております。ある新聞社の調査では、主要製造業の 38 社の派遣社員と期間雇用の労働者は既に 2 万 1,000 人も解雇をされていると新聞に報じられております。また、厚生労働省の発表でも、10 月から来年 3 月までの非正規雇用の労働者は、推計も含めてですけれども、恐らく 3 万人が解雇をされるというふうに報告されています。そうした場合、地方の雇用情勢というのは今までも非正規の比率が高かったという状況を考えますと、事態はますます深刻になってくるのではないかということが想定されますけれども、現在、小樽市の雇用情勢というのはどうなっているのか。あるいは現在どの程度の失業者がいて、今後どのような拡大が推定されているのか、その点についてまず伺いたいと思います。

（産業港湾）商業労政課長

現在の小樽市の雇用状況といえますか、確かにアメリカ発の金融不況の影響が、小樽市におきましても、じわじわと出てきていると思われま。我々も常日ごろから堅実にハローワークや労働基準監督署と情報収集、情報交換をしております、先般もハローワークによりますと、業況の悪化から生産を縮小し、これによる解雇を考えているといった企業が二、三社出ていますと聞いております。また、そうした中で、有効求人倍率も先月から低下しております。道内平均よりも下がっているような状況、そしてまた、高校生の新卒の就職状況も去年よりは悪化しているような状況と受け止めております。

行政としまして、これらの国の機関や北海道と連携しながら、また国も雇用対策として新たな支援制度を、例えば企業が休業する場合に、その従業員の休業手当に対する助成や、事業縮小をして本来従業員を解雇するような状況の企業であっても、何とか解雇しないで従業員を雇用継続してもらうための助成金など、そういったものも出されておりますので、従来、商業労政課で雇用相談の総合窓口を設けておりますが、その中で関係機関と連携しながらきめ細やかな対応をしていきたいと思っております。

林下委員

いろいろなデータのとり方があるのでしょうかけれども、特に今、例えば自動車メーカーに派遣労働者としてこれまで相当数いろいろな地域で募集があって、どんどん道内からも行っている。あるいは家電メーカーに派遣社員として道内から就業しているという人が、既に解雇になって帰ってきているという状況もあるというふうに伺っているのですけれども、その点、その数値については把握されてますか。

（産業港湾）商業労政課長

ちょっとそのような限定された派遣労働者の解雇の状況ですとか、そういった詳しい数値については把握してございません。

林下委員

また、今、政府が緊急雇用対策として雇用促進住宅を失業者とか、あるいは解雇によって住居を失った人が入居されるということが言われておりますけれども、まず小樽の雇用促進住宅の数と入居可能な数が把握できておりましたらお知らせください。

（産業港湾）商業労政課長

小樽市には雇用促進住宅が 3 宿舎ございます。銭函、桂岡、潮見ヶ丘ですが、このうち銭函と桂岡につきましては、新たな入居者は募集してございません。ですから、雇用促進住宅の中で現在入居できるのは潮見ヶ丘宿舎でございまして、本日ハローワークに確認いたしましたところ、4 世帯の入居が可能となっているところでございます。

林下委員

その雇用促進住宅の廃止が話題になっているのですけれども、それを活用するとすれば、今、廃止をしようとしているところも当然復活されるべきと思うのですけれども、その点についての情報はないのでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

雇用促進住宅につきましては、雇用・能力開発機構の廃止ということが既に閣議決定されておりまして、そのようなかで小樽市内におきましても、既に二つの宿舎の廃止が決定しているところでございます。先般も、その雇用・能力開発機構の北海道センターのほうに出向きまして、現在のそういった状況について確認をしてきました。そうした中では、確かに雇用情勢の悪化とか、そういう状況の変化はございますが、まだ廃止決定されたところに新たに入居者を募集するとか、そういった動きにはなっていないというふうに聞いてございます。

林下委員

そうしますと、政府が大々的に発表しておりますけれども、小樽に関して言えば 4 世帯しか入るところがないという理解でいいですね。

（産業港湾）商業労政課長

現時点としては新たに入居可能なところは、潮見ヶ丘の 4 世帯ということになります。

林下委員

それと次に、政府の発表によりますと、解雇者へ生活に対する、ちょっと公式な名称は私も把握していないのですけれども、生活の支援に対する貸付制度というのが本日から実施をされるというふうに言われておりますけれども、その内容についてどういったものなのか、御承知していればお示してください。

（産業港湾）商業労政課長

厚生労働省が 12 月 12 日付けで発表した内容でございますけれども、全国の主要なハローワークにおきまして、職業相談・職業紹介とあわせて労働者派遣契約の中途解除や雇い止め等によりまして社員寮等の退去を余儀なくされた住居喪失者等に対し、住宅確保に係る相談支援を実施するというところで、本日 15 日から実施してございます。その内容といたしましては、先ほど委員のほうからありました雇用促進住宅の件ですが、廃止決定をしていない雇用促進住宅への入居あっせん、これが一つでございます。もう一つといたしましては、委員のほうから今お話がありました解雇等による住居喪失者に対する、名称といたしましては「就職安定資金貸付事業」でございます。これは雇い止め等により住宅を失われた方たちに対しまして、一定程度の要件がありますが、住宅に入居する際の不足費用とか、家賃補助費とか、また生活、就職活動に係る経費など、そういったものを貸し付ける制度でございます。

林下委員

私も、テレビのニュースとか新聞報道でしか内容はなかなか調べられなかったのですけれども、これは全く、厚生労働省の機関でありますハローワークが窓口になるということで、市とのかかわりというのは全くないという理解でよろしいのですか。

（産業港湾）商業労政課長

この融資の流れでございますが、まずハローワークのほうにこの貸付金を希望する方が出向きまして、ハローワークから一定程度の書類を出して、その認定を受けるという作業がございます。その中でそれぞれの金融機関に出向きまして融資を受けるということでありまして、その間に保証協会の承認とか、そういったことが条件とされて

おりまして、この融資につきましては市のかかわりはございません。

林下委員

私も非常に重要な制度だと思うのですが、この制度で返済が免除されるという項目がありまして、これが貸付けを受けて 6 か月後に雇用保険、一般被保険者として就職した場合は返済額の免除をすることができるというような項目があるそうなのですが、失業者に生活支援をするといっているが、就業者が免除になるというのは、ちょっと制度として逆ではないかという気がするのですが、その点での理解はどうか。

（産業港湾）商業労政課長

確かにこの制度の要件の中で、返済免除という項目がございます。貸付け 6 か月後の時点で就職していた場合には、当初借りた返済額の一部を免除するという規定がございます。ただ、この内容につきましては、まだ詳しくは承知しておりませんので、所管するハローワーク等に聞きまして、もう少し詳しい情報を入手した上で後ほど報告したいと思います。

林下委員

また、同じく今度は政府の発表で、雇用対策として地方に 1 兆円を交付するという事も報じられておりますけれども、これは小樽市には、いつ、どのくらいの金額が交付されるのか。政府の発表では年明け早々に実施をするというようなことも言われていますけれども、その点についてはいかがですか。

（産業港湾）商業労政課長

先般、麻生首相が発表いたしました生活防衛のための緊急対策という内容でございますけれども、国民生活と経済を守るため、平成 20 年度第 2 次補正予算及び 21 年度予算の中で経済対策を行う内容でございます。来年 1 月 5 日の通常国会の冒頭に提出されるというふうに聞いておりますので、その後、この雇用創出のための地方交付税の増額ということで 1 兆円が見込まれておりますが、どのような内容になるのか、その経過を見ながら、内容につきましては十分注視しながら、小樽市としての対応を検討して考えてまいりたいと思っております。

林下委員

この雇用対策という位置づけでかなり思い切ったことをやるようではございますけれども、ただ、これはちょっと私どもも今の段階で理解ができていないのですけれども、例えば政府が公共事業などで規定をして雇用をつくり出せということになっているのか、つまり使い道が限定された交付税措置なのか、あるいは地方が独自に判断をして雇用対策として何かをつくる。事業をつくるとか、そういうことが想定されているのか、その点についてはいかがでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

現段階で詳細なことはわかりませんが、交付税というのは普通使途を定めないというふうに理解しておりますが、この雇用創出のための増額分につきましては、各自自治体を実施する、そういった雇用対策の内容に応じて何かしらの配分なり差をつけるというような報道もされておりますので、そういった形になるかと思っております。

林下委員

政府のいろいろな発表が次々とあるものですから、なかなか理事者の皆さんもどういう対策をとっていいのか、かなり戸惑いもあるのでしょうかけれども、ただ、こうした交付税措置がとられるとすれば、やはり事態の深刻度からいって、今から前倒して具体的な雇用対策というのは小樽市としてとれないものかというふうに思うのですが、いかがですか。

（産業港湾）商業労政課長

雇用対策の中でやはり一番の効果というのは、企業の業績がよくなって一人でも多くの方が地元企業に採用されるということだと思っております。ただ、現況のような業績が悪化している中で、一自治体として効果的な対策というのは、なかなか難しいと思っております。けれども、先ほどから答弁をいたしましたように、雇用相談の窓口

を設けておりますので、関係機関と連携しながら、本当に相談者の身近な相談にきめ細かく対応していきたいと思っております。

林下委員

御答弁としては、私も理解はできるのですけれども、標茶町では既に独自の雇用対策として 1 月から 3 月末まで 97 名分の臨時職員の雇用を実施しているというようなことも報道されていますけれども、ぜひそういうことも含めて検討していただきたいというふうに思います。

それで、政府の発表した緊急経済対策、総額 23 兆円の重要課題としては、政府の発表として向こう 3 年間で 3 兆円余りの雇用対策を実施していくということになっています。例えば失業した非正規社員の生活と再就職の支援というような項目もありまして、当然これは地方にいろいろなことが求められると思いますので、ぜひこういったものが措置されるとすれば、効果的な対策を打っていただきたい。また、政府は、失業等給付の見直し、今まで俗に言う失業保険に加入していなかった非正規雇用の労働者にも給付をするというようなことも報じられておりますけれども、こういうものはタイミングを逸しますと、なかなか難しい場面になってしまって、行き届かないことになるのではないかと心配もされますので、ぜひ市としても情報を収集して、市民にどんどん情報公開をしていただきたいというふうに思っています。

いずれにしても、今のこの景気対策も、あるいは雇用問題も、年末から年度末にかけて非常に大きな山場を迎えるというふうに報道されています。そういうことで、非常に市としても対策としていろいろやるべきことは出てくると思うのですけれども、事の重大性からすれば、やはり定額給付金の準備室ということも当然立ち上げて準備しなければならぬのでしょうかけれども、私は雇用対策に対する準備室といいますか、対策室といいますか、そういうものがもう既に必要な段階に入っているのではないかと、こういうふうに思いますけれども、その点についてお答えください。

（産業港湾）商業労政課長

確かに今非常に厳しい中で、政府もいろいろな雇用対策を今後とも 3 年間で 2 兆円とか、140 万人の下支えをするとか、そういった対策を打ち出す予定となっていることは承知しております。そうした中で、市としてその動きを受けながらどのような対策を打てるのか、まず国の補正予算及び新年度予算ですとか、そういった対策を十分見ながら、必要であれば当然それを有効に活用できるよう、スピーディに動ける体制を考えていきたいと思っております。

林下委員

私のほうは、とにかく厚生労働省やハローワークにだけ頼っていてもなかなか難しい、できるだけ小樽市としても独自の雇用対策というものを考えてほしいということを要望して終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

3 点についてお伺いしたいと思います。

予防医療について

まず、予防医療について、本市における公費補助のあるワクチンの種類と、また、その対象年齢について、御説明をお願いします。

（保健所）犬塚主幹

本市におきまして、公費補助のあるワクチンの種類といたしましては、5 種類あります。一つはポリオ、二つ目はいわゆる 3 種混合といいまして、これはジフテリア、百日せき、破傷風の混合ワクチン。三つ目は、麻しん、風

しんの混合ワクチン、それから B C G、それとインフルエンザであります。それぞれのワクチンの対象年齢は、予防接種法に規定されておりまして、ポリオが生後 3 か月から 90 か月、3 種混合につきましては 1 期が生後 3 か月から 90 か月、2 期が小学校 6 年生の 1 年間になっております。それから、麻しん、風しんにつきましては、1 期が生後 12 か月から 22 か月、2 期が小学校就学前の 1 年間となっております。また、麻しん、風しんにつきましては、平成 20 年度から 5 か年の時限措置といたしまして、3 期と 4 期が追加され、3 期が中学校 1 年生、4 期が高校 3 年生に相当する年齢の方となっております。B C Gにつきましては、生後生まれてすぐゼロか月から 6 か月が対象年齢となっております。インフルエンザにつきましては、これは予防接種法で、65 歳以上の方と 60 歳以上で重い心臓病などで日常生活に支障のある方が対象となっております。

成田（祐）委員

今、御説明をいただいたのですが、それぞれに対する接種率を説明していただきたいと思います。ただ、もうほとんど皆さん知っている部分もあると思うのですが、その中でも特に余りよくないという部分について教えていただきたいと思います。

（保健所）犬塚主幹

接種率についてのお尋ねでございますが、平成 19 年度の接種率につきまして、ポリオ、3 種混合、それから麻しん、風しんの 1 期、2 期、B C G は、おおむね 90 パーセント以上、100 パーセントに近いものもありまして、非常に高い接種率であります。一方であまり接種率が伸びていないのは、本年度から追加となりました新制度になります麻しん、風しんの中学校 1 年生を対象とする 3 期、これが 10 月末で 56.8 パーセント、それから高校 3 年生に相当する年齢の方を対象とする 4 期が、これが 61.3 パーセントとなっております。また、65 歳以上のインフルエンザワクチンにつきましては、平成 19 年度では 50.4 パーセントとなっております。

成田（祐）委員

90 パーセント以上を超えてほぼ 100 パーセントに近いものがある反面、逆に対象者の半分弱しか受けていないというワクチンもあります。思うように伸びないという部分では、やはりその P R の方法にまだまだ工夫がいるのではないかというふうに思うのですが、例えば今言った麻しんと風しんの 3 期及び 4 期の接種については、ある意味、自分の体を守ることでありますから、例えば小中学校で保健の授業等で 5 分間をとってでも、予防に関する授業を行なうといった取組や、インフルエンザに関しても、ふだん市の行政用のポスターが張ってある掲示板などの一番目立つ部分に優先的に 3 枚、4 枚と大きく何枚も張って積極的に啓発してもいいと思っているのです。ほかの課の皆さんからすると、ちゃんと税金を払ってくださいといった P R 用ポスターを張りたいという気持ちはあると思うのですが、そういう部分で施設等、市役所を含め体育館、各市民センター等にそういったポスターをたくさん掲示するための場所を確保することは可能ですか。

（保健所）犬塚主幹

今の御質問でございますが、接種率が余り高くないものについて、麻しん、風しんの 3 期、4 期なのですが、これは今年度からの新制度ということもありまして、各対象者個別に接種の御案内と接種するための接種券を送付しております。また、夏休み前には各学校を通じまして、個別にその保護者の方と対象者の方向けに、麻しん、風しんのワクチンの接種のチラシを配布しているところです。また、先般、報道機関の御協力の中で、いろいろと市民に対する啓発ということで取り上げていただくように要請して、実際出たところであります。また、小中学校の校長会、それから高校の校長会についても、接種の重要性と啓発の協力、例えば保健だよりも重点的に書いてもらうとか、ホームルーム等で説明して勧奨していただくという形の要請も行ってあります。さらに、冬休みにはいると生徒は比較的自由な時間がありますので、今、冬休みになる前に、さらにもう一度その対象者の方々に個別にまたチラシを配るということをして学校のほうを通じて、協力を要請しているところです。

それから、インフルエンザにつきましては、50.4 パーセントという数字でございますけれども、高齢者施設に入

っている高齢者の方々は、ほぼ 90 パーセント、100 パーセントのところもあります。ただ、その高齢者施設に入っていない一般の高齢者の方々がその数字をちょっと押し下げているという要因がございますので、医療機関なり公共施設、それからスーパーマーケット等に我々のほうでポスターの掲示を依頼しているところなのです。

実際、委員の御指摘のとおり、予防接種は予防医療の大きな柱でありまして、日本で感染症が大きく減少した背景というのは、やはり効果があるワクチン接種をこれまで推進してきたためと考えられますので、接種率向上のための市民に伝わる P R 方法をさらに検討、工夫を進めていきたいと考えていますし、ポスターにつきましては、これまでも掲示は行っておりましてけれども、今後も施設管理者の協力を得ながら、より効果的な掲示方法について検討し、接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

成田（祐）委員

おたる産しゃこ祭りについて

次は、観光について質問したいと思います。

11 月に第 1 弾、第 2 弾と運河プラザで開催され、各民間のホテルや飲食店の皆さんも参加された「おたる産しゃこ祭り」について、その開催に関する結果の報告と、参加者からどのような感想が得られたのかお聞かせ願います。

（産業港湾）水産課長

11 月の 8 日と 9 日におきまして、運河プラザとその前の広場で「おたる産しゃこ祭り」を開催してございます。この 2 日間の来客者数が約 5,000 人というふうになってございます。この日は非常に天気が悪くて雨模様でございましたけれども、観光客の皆さんを中心にしまして、かなりの方が見えておりました。それで、そのときにアンケートをとっておりますけれども、その中で皆さんから非常にいろいろと御意見が寄せられましたが、その中で特に好評なものとしては、イベントがないこういう時期にやってもらうのは大変うれしいと、そういうこともございましたし、シャコを知ることができて大変うれしい、それから、ぜひ来年も継続してほしい、というような好評の結果をいただいております。

成田（祐）委員

告知も不十分なままで約 5,000 人という人数が集まり、自分も少しだけ顔を出して買ってみたのですが、シャコなべとかそういったものはほぼ売り切れで、次の分をすぐつくっている状態、焼きシャコもすぐどんどん売れてしまって焼き上がらないといった状態で、たぶん想定以上に人が来たのではないかと、人数以上に効果があったのではないかとこのふうには感じています。特にその日は、臨港線のところで、車が通っているところは、ほとんどもう横が駐車待ちだったのです。ナンバーを見たらほとんどが札幌ナンバーなので、近隣が小樽市内の方が多かったとは思いますが、結局道外の人とかには一切告知しない状態で、あの時期にこれだけ寒い中人が外に並んでも買ってくれるというのは、非常にやって意味があったものだと思うので、ぜひ今後とも継続していただきたいのと、あと先ほど御報告があったとおり、やはり一番イベントがない時期なので、積丹がその前の週ぐらいに何かイベントがあったぐらいで、あとは全然何も無い、特に食べ物に関するイベントもお祭りもほとんどない状態なので、その時期に穴を埋めるような感じでやっていただくというのは非常に効果があると思うので、ぜひ来年度以降、市も力をもう少し注入していただきたいというふうに思います。

「本気（まじ）プロ」について

次は、商大との「本気（まじ）プロ」についてお伺いしたいと思います。

小樽商科大学との社会人育成プログラムに基づいて行われていますこのプログラムですけれども、これは自分自身もその中に一学生として、先生方のお手伝いという形で携わらせてもらっています。本当に市長を含め、佐藤室長、観光振興室の皆さんには学生ともども大変お世話になって、私も感謝を申し上げたいと思います。テレビ東京の番組「ワールドビジネスサテライト」で、5 分間、小樽商科大学と小樽市の取組が報告されたということで、非常に多方面からいろいろと、「ああ、おもしろいことをやっている」というような感想をいただいています。経済

産業省の方も、やはり学校と市が連携してやっていることに関して、非常に関心と興味を持たれていたというふう
に伺いました。そこでのプログラムの中で、実際学生の声をずっと横で聞いていたのですが、総じて学生が口をそ
ろえて言う言葉がありまして、やはり観光については小樽市の P R 不足だというのが、どこの班も共通した意見で
出てきていたのです。それに対する御見解と、今後どのように観光の P R 不足の対策をされるかということに関し
てお聞かせください。

（産業港湾）観光振興室長

P R 不足ということなのですが、観光振興を図っていく上で、P R 活動というのは最も効果的なものとい
う認識は当然しております。それで、これまで観光ポスターをつくったり、パンフレットをつくったり、マップを
つくったり、基本的なことはやってきました。ただ、P R 不足とおっしゃるのは、集まっていた学生は四、
五十人いらっしゃいましたけれども、ほとんどが札幌の方だったのではないかと思います。それで、市としても、
観光プロジェクト推進会議を中心に、小樽の観光の中核をなしているのは観光協会と物産協会なのですが、そう
いう中で今戦略的に、遅かったといえば遅かったのですが、この秋から手稲で物産展をやってみたり、それか
らロングクリスマスのチラシを新聞折り込みで手稲区に入れたり、それから市長の発案になりますけれども、忘年
会・新年会プランということで冊子にまとめて、これも手稲区を中心に配りたいと、そういうことをやっておりま
す。

それで、学生のほうからそういう声が上がっているということなのですが、小樽市がお願いしている四つ
の課題の一つが、札幌圏マーケティングプロジェクトということで、これは隣接する大都市札幌圏のマーケティン
グと、それから観光に対する広報戦略ということなものですから、そちらの中で効果的なものを検討していただ
いて、成果をこちらのほうにフィードバックしていただきたいということを期待しております。

成田（祐）委員

まだ本年度が終わるまでもう少し時間があると思いますので、これからはいろいろと学生のほうへも御指導をよ
ろしくお願いしたいと思います。学生も日曜日、単位にならない授業なのですが、それでも学生が出てきて
やるというのは、なかなかここ最近では珍しいことなので、逆にそれだけ行政に実際反映されると思うと、本人方
も非常にやる気を持ってやっているのです、そういう部分で本当に感謝したいというふうに思います。うまく結果が
出せるようになればと思います。

本市の P R について

もう一点、その P R についてなのですが、本市の観光等の P R、市の全体の P R について、特にこの時期
だと雪あかりの路だったり、スキーだったり、いろいろ P R するようなものがあると思うのですが、その辺につ
いて海外向けに動画で配信する必要があると思うのです。この後の広報活動について、またホームページの外国語も
増す部分も出てくるのですが、特に動画による配信で例えば 20 秒ずつでも雪あかりの路なり、運河なりとい
うのを切り張りして動画をつくってしまえば、逆に言葉のギャップとかを考えなくても、その絵だけを見てもら
って、それだけでも通じるものというのはたくさんあると思うので、やはり翻訳とかに時間を費やすのであれば、そ
ういった部分の活動も必要になると思うのですが、それに対する御見解をお願いします。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

小樽観光のイメージアップの方法ということで、今まで文字情報とあと画像、写真の情報が主だったのですが、
ども、今、御意見がありましたように、今はだんだん You Tube（ユーチューブ）とか動画の専門チャンネルがどん
どん普及して行って個人レベルでも簡単に、私たちは仕組みはわかりませんが、簡単に載せて楽しんでい
るというような時代になってきていますので、これからのトレンドとしては、やはり動画を載せていくというのが、
一つの大きな流れにはなると思います。その中で、やはり課題として挙げられるのは、小樽市としてもし載せると
した場合に、小樽市という名前前で載せるのと個人名で載せるのと受止め方の問題もありますでしょうし、いろいろ

な課題も出てくるかと思っていますが、市になりますとやはりホームページですので、個々の情報を管理していますし、容量の関係とかもありますので、一遍に動画を載せていくという形ができるのかどうかを含めているあるとは思いますが、基本的にはそういう形で少しずつ進めていく必要があるということでは考えてございます。

成田（祐）委員

これから年間を通した課題になると思うので、すぐにつくってくれという話にはならないと思うのですが、これから先、特にどこかに発注するのではなくて、やはり自分たちでつくるということが、もう現実今の機材、市販されているものでほとんどもう何でもできてしまうようになってしまったわけです。そういったことを考えると、これから必要な素材集めをしていただきたいという気持ちがあったので、この時期にもう一度質問をしたのですが、また、その著作権に関して、やはり自分たちでつくれば何もかからないということがあると思うので、ぜひその辺についてちょっと考えていただきたいと思います。あと、編集作業についても、それほど時間がかかるものではないと思うので、ぜひやっていただきたいと思いますが、その著作権の部分についての御見解をお聞かせ願えますか。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

著作権の部分については、今おっしゃったように個人レベルでつくってアップするということになれば、基本的な問題はないのかもしれませんが、小樽市という看板で載せるという場合、その辺が個人レベルの部分と同じような形でいいのかどうかという部分の懸念というほどではないのですけれども、そういう部分もあります。基本的にはいい御意見だと思っていますので、そういう形でどういう課題があるか整理をして、少しずつでも進んでいければというふうには考えております。

成田（祐）委員

確かに高品質のものをつくるというのは重要であるとは思いますが、動画配信なのであまりきれいに作ったところで、結局なかなか重たくて配信ができないなどということもあると思うので、ぜひその辺の一番いいラインを見極めていただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

広報活動について

最後に、広報活動についてお伺いしたいと思います。若干、今の観光の話とリンクする話もあるのですが、まず一番最初にホームページについてなのですが、ホームページの改良、２階層目から下のほうは少しずつ改良が見られて大変見やすくなっているとは思いますが、肝心のトップページがなかなか変わらない状態なのです。本で言う目次であり、目次を見て、さらにその目次がちょっと三つか四つぐらいしかなくて、開いたところにまたさらに目次があるという、かなり二度手間になってしまうようなホームページのつくりになっているのです。やはり一番最初のページなので、そこから目的のところに行けるようなつくりに変えていただきたいと思うのですが、それについてどのようにお考えでしょうか。

（総務）広報広聴課長

小樽市のホームページについての御質問ですけれども、委員がおっしゃるとおり、第２階層目以降については、今、整理をしております。３階層目についても、デザインを取り付けるような形で、順次手を加えております。それらが整理できましたらトップページのほうをやるかと考えておりますので、そんなに時間をかけないでトップページにも取りかかっていきたいと考えております。

成田（祐）委員

ぜひ本年度中にトップページだけはまず改良していただきたいというふうに思っています。

もう一点、ホームページについてなのですが、やはり観光都市宣言をしたということもあって、ホームページに対する外国語対応が少しまだ物足りないというふうに感じます。英語に関しては大部分が情報発信されていたり、又はPDFファイルでの配信というのもされているのですが、実際に小樽市に来られる訪問人数の割合を考えると、やはり中国語と韓国語です。この表記がちょっと総体的に少ないと思うので、ぜひ中国語、韓国語に関する翻訳と

情報提供が必要だと思うのですが、それに関してはどのようにお考えでしょうか。

（総務）広報広聴課長

外国語、特に中国語、韓国語に対しての御質問でございますけれども、広報広聴課ではホームページの管理・運営を行っておりまして、その内容につきましては各担当課のほうで検討しまして、それを広報広聴課で上げるというような仕組みになってございます。いわゆる国際交流であるとか、観光の地図については、外国語、特に今は英語ですけれども、対応はできておりますけれども、これにつきましては、各担当課のほうの要望で上げているものでございますので、これにつきましては、担当課であります観光振興室のほうとよく話し合い、検討をいたしまして、取り組んでいきたいと思っております。

成田（祐）委員

ぜひお願いしたいと思っております。特に中国語、韓国語に関する、マップ等何枚か、そのぐらいしか載っていなかったのですが、PDF化して既存の、もう紙で配布されているようなものであれば、すぐファイル化すれば手間がかからずにできるものもあると思うので、ぜひそういったものを集めていただいて、できることから素早くやっていただきたいというふうに思います。

市のキャラクターについて

最後に、キャラクターのことにについてなのですが、一般質問でも公明党の千葉議員が、いわゆるゆるキャラについての御質問をされていました。私も、前々回ぐらいの定例会でキャラクターのことにについて伺ったのですが、やはり市のキャラクターをつくることに非常に意義があると思っているのです。市のイメージが崩れるという方もいらっしゃるかもしれないのですが、そういった御意見を持たれている議員の方もいらっしゃるのです。ただ、たとえば彦根市のひこにゃんが、あれはまちのトップに来るかということ、そこまでそんなにまちのイメージが変わることではないと思うのです。むしろ小樽がキャラクターをつかって、そのキャラクターが小樽の一番トップに来てしまとなれば、よほどもう財産です。その時点でお金になってくると思います。すしも、運河も、ガラスも、スイーツも抜いて、そんな一番上に来るということはありませんので、あくまで同列レベルにまでしか来ないと思うのです。そんな中で、イメージを崩されるというふうには全く感じないので、改めてそのキャラクター作戦について、ぜひ取り組んでいっていただきたいと思うのですが、それに対する御見解のほうをお聞かせ願います。

総務部長

先ほども千葉委員から御質問があり、実はちょっと調べてみたのですが、水道局が「みずおくん」「みずきちゃん」ですね、あと消防署に「ショウちゃん」「ミミちゃん」というのがあって、それから移住キャラクターをつくりまして、これは「あかりんちゃん」と「いーべや君」です。それぞれ行政課題ごとに必要な分野でイメージを合わせたものは今までもあるのです。ただ、それを統一的なキャラクターとしてうまく出しているかといえば、そうはなっていないのです。どちらかというと自然発生的にまちの中から生まれてきて、インパクトのある誕生の仕方をすると非常に浸透すると思うのですが、ほかの市などの例を見て一般的に公募してつくったものというのは、なかなかうまくいっていないというのが現状なのではないかと思っております。いずれにしても、おっしゃる意味は理解できますので、先ほど産業港湾部のほうで観光を中心とした中でこれについて議論していくと言っていますので、そのあたりの議論も踏まえながら、我々もかかわっていきたいというふうに思います。

成田（祐）委員

いろいろなキャラクターがいるということで、やはり統一したキャラクターをできれば小中学生や市内の若い方を選んでもらうというのが一番いいのではないかと思います。市の職員は、非常に絵がうまい方が多いと思っています。だから、皆さんのおられる各部署の中のイラストがうまい方を集めてやるというのも、一つの方法と思うので、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

先ほどシンボルマークの話もあったのですが、もちろんシンボルマークも非常に大切だとは思いますが、なか

なかそれがお金とか社会的利益に何に結びつくかという、正直な話、難しいものがあると思うのです。そのシンボルマークのまんじゅうができて、そういったことにならずにマークが有名になって、マークだけで終わりになってしまおうと思うのです。やはりキャラクターができて、それが少しでも認知されれば、市内の業者がそのキャラクターを使って商品を製造して、店に卸してというところで、やはり一つの商売というか、そういう利益を生むきっかけになると思うので、ぜひ千葉委員ともども私も同じようにやっていただきたいというふうに思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

市立病院改革プランについて

小樽市立病院改革プランについてお尋ねしたいと思います。

改革プランに目を通しました。これまでも小樽病院の問題については、いろいろな審議がされてきています。実行するのはなかなか大変という中身になっていますが、確認しておきたいのですが、1 ページ目の改革プラン策定の趣旨、「自治体病院の経営を取り巻く環境の厳しさについては、医師不足、診療報酬の引下げ改定、地方交付税の大幅な減額による自治体の財政悪化など」こういうふうに書いています。などですから、こればかりではないとは思いますが、これらのことが大きな要因だということが大筋の認識だというふうに考えてよろしいでしょうか。

（樽病）事務局次長

私どももそのように考えておりますし、全国的な自治体病院の集まりですとか、自治体病院に限らず全国公私病院連盟など、こういうところでも、やはりこのたび重なる診療報酬の引下げ改定、それと医師の不足といいますが、診療科ごとの偏在、そういうものが非常に大きな問題だと思っております。

菊地委員

それで、経営の効率化にかかわる計画として、具体的な取組、それから目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期の中では、民間的経営手法の導入に伴う具体的な取組として何点が挙げられています。この民間的経営手法の導入に伴う具体的な取組というのは、9 ページの、これが民間的経営手法というふうにとっていいのでしょうか。

（樽病）事務局次長

ここの具体的な取組の区分、民間的経営手法とか、事業規模・形態の見直しとか、これは前に骨子を示したときに、総務省が示したその区分によって分けました。それで、私どもは其中で全部適用を入れるに当たって、そこから発生してくる具体的な取組を、この民間的経営手法の導入のところに区分して分けたということでございます。

菊地委員

では、逆にお尋ねしますけれども、11 ページ目にある経費の削減、それから抑制対策とあります。それは逆に言えば全部適用でなくてもできる中身だというふうにとらえてよろしいでしょうか。

（樽病）事務局次長

特別、全部適用でなければこれができないということはないものと思いますし、また、最初のほうにあった民間的経営手法の導入についても、病院局の設置なりそういうところについては全適にならないとなかなか難しい問題ですが、それにおいても仮に全適ではなくてもやろうと思えばできるものもあるとは思っております。

菊地委員

どこでも自治体病院の厳しさから、この病院の改革プランをつくりながら、今、経営改善に努めているところなのですが、全部適用の経営については、多くは公立病院の民間経営への移行ということで心配の声がどこでも上がっています。

それで、先ほどお伺いしました自治体病院の経営が本当に厳しくなっている大きな要因の医師不足とか、診療報酬の引下げとか、地方交付税の大幅な減額など、これを横に置いて果たしてこの経費の削減、抑制対策、これで本当に今の自治体病院の抱えている問題が大きく改善していくのかという心配が一つあるのです。それでもなおかつ全部適用を導入して、一体どういうメリットがあるのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

（樽病）事務局主幹

今は地方公営企業法の一部適用という状態になっておりまして、それと比較しますと、全部適用を導入することによりまして、やはり経営の自由度が増すということがまず挙げられます。それと、今やはり経営上いろいろな制約があるのですけれども、例えば管理者を設置して、管理者の権限で人事、予算等を執行していくということになりますと、やはり病院の経営というものに沿った考え方でいろいろ可能となることがありますので、職員の労働条件にとりましても全適にするのは決して悪いことではない、職員配置も柔軟性が増しますので、これからいろいろな方法を検討することもできるだろうというふうに思っております。やはりそういう意味からしましても、全適を導入して病院の経営改善を進めていきたいということでございます。

菊地委員

全部適用について 27 ページのところに説明があります。ここで人事、予算などの広範な権限が付与されるというふうに書いてありますが、職員にとって、この全適が本当に働きやすい職場になるというもう少し具体的なイメージについて説明していただけますか。どうも職員の立場に立って、果たしてそうなのかという疑問が残ります。

（樽病）事務局主幹

基本的には、今、地方公務員法の規定の中で職員の配置等も行っているということになりますので、やはり今一番考えておりますのが嘱託職員と非常勤職員の配置の関係、その辺も任命権者が管理者ということになりますので、今はいろいろとやはり制約等がございますので、その制約の幅を広げるような形で柔軟な職員配置ができるようにしてまいりたいというのがまず 1 点目としてございます。

そのほかにも、必要な職種の職員、例えば診療報酬上、収益が見込まれる職種が必要になった場合にも、臨機応変に対応できるようになるというのがやはり全適のメリットとして考えられますので、その辺からも職員の労働条件的にもいろいろ診療報酬改定の部分もございましてけれども、病院の経営に沿った形になりますので、一番やはり大きな点として言えるのは、職員の配置の柔軟性ということで、いろいろな状況を考慮した上で、病院単独で配置を決定できる、そういうところが大きいところだと思っております。

菊地委員

ガイドラインで四つの経営形態の選択肢が挙げられています。この選択肢によって小樽市は全部適用を今採用しようとしている。ただ、心配なのは、28 ページを見てみますと、消去法なのです。より強力に民間の経営手法を導入して経営改善を図っていく観点からすれば、非公務員型の地方独立行政法人、それが有力な選択肢となる。ただ、不良債務を抱えて債務超過状態になっているから、今、小樽市はできない。次、指定管理制度の導入については、受皿となり得る民間の医療法人がないだろう。民間譲渡については、不採算医療切捨ての可能性も否定できず、地域医療を守るという観点からは、この選択肢は採用し得ないという判断に至ったと、この改革プランの中には、随所に不採算医療の切捨ては許さない、地域医療を守るという観点は確かに出ているのです。ただ、ここでそういうものを一つずつ消していったら、今、最善の経営形態としては全適を導入するのが小樽市の方向だろうということで、その方向が決められたということです。

ただ、先ほどから質問をさせていただいてはいますが、必ずしも経営の見直しのためにやろうとしていることが全適をしなければできないことなのかどうかとお尋ねしたときには、必ずしもそうではないとのこと。私が一番懸念するのは、今の自治体病院を大きく取り巻いている、どこでも大変になっているこの状態が、先ほど述べた医師不足とか診療報酬の引下げとか、地方交付税の大幅な減額、こういった取り巻く社会的状況を変えていか

なければ、本当に職員も、それからお医者さんも、経営を担おうとしている人たちも汗水流して、この経営の効率化に取り組んだ、そのことがまた結局水の泡と化して、この先、独立行政法人の道へ行かざるを得ないということにならないのか。そのときに職員のそういう人事権とか、今のモチベーションのあり方とか、それから立場とか、そういうものがどうなっていくのかという心配はないのかということについて、どのように考えておられるか、お尋ねしておきたいと思います。

（樽病）事務局長

何点が申し上げますけれども、最初の 1 ページに市立病院改革プラン策定の趣旨が書いてありますけれども、医師不足とか診療報酬の切下げとか交付税の削減というのが、一つに非常に自治体病院を苦しい状況に追いやっているというのは、これは事実として前提があるわけです。ただ、御承知のように、小樽市もそうですけれども、自治体病院が何とか余り赤字を増やさないでやってきたというのは、一般会計から繰り入れてやってきているためです。それが確かに今回交付税等が減ってくると結構自治体財政自体が苦しくなるので出せないという状況になっています。裏を返せば、確かにそういう要因はあるのだけれども、使うものは使って、足りない分は入れてもらってやってきたという甘えの部分というのも、確かにこれは自治体病院にはあるのです。その一つには、やはり人事権とか予算というのは、小樽市であれば市長が握っておりますし、院長はその辺の権限は持っていない。ただ、医療に関しては責任を持たなければならないのは当然なのですけれども、そういう部分をやはり変えて、病院は一つの事業体として、一定の負担はもらいますけれども、一つの事業ですから、きちんと責任と権限を集約させた中で事業を展開していくということは、やはり経営改善をする上ではどうしても必要な要素であるというふうに考えております。

先ほども主幹のほうからいろいろと説明をしましたがけれども、私も第二病院におりまして市とのやりとりを行いましたけれども、病院としては、臨時職員を一人採用するにしても、総務部と交渉するわけなのです。その中で、やはり病院事業というものは理解してもらえないという気持ちにずいぶんありますし、逆に言うと、本庁サイドで言いますと、なかなか病院の事情がわからない、そういうふうなことがあるわけですから、要するに持っている物差しが違うのです。何とか全適を導入して、同じ物差しの中で人も配置し、予算もつける、そういう中できちんと収益を確保して経営をしていく、そういうフィールドをつくるということは、別途必要だろうというふうに考えております。

ただ、今後のことについては、独立行政法人化等いろいろな意見がございますが、まだ実績が非常に少ない、指定管理者もそうですし、独立行政法人化もです。そういう中で病院改革をやってきた方の中にも、まずは全適までだという方もいらっしゃいます。それは今後いろいろな制度改革もあると思いますので、そこは研究していくことになると思いますけれども、やはり今、全適を導入して、先ほど言ったような権限と責任ということの一つにまとめてやっていかないと、なかなか経営改善は進んでいかないとというふうに考えていますので、確かに項目的には全適を導入しなくてもやれることはもちろんあるし、全適していなくても黒字の病院もありますけれども、そういうフィールドをつかって、その中でやっていきたいという中では全適が必要だと思っております。

菊地委員

ここでそういうことをおっしゃるということは、市長部局のいろいろな総務とか財政の方もいらっしゃるのですが、そういうことなのかということをお聞きして、改善できる方法は幾らでもあるのではなからうかというふうに思うわけです。それで、小樽市はこれまで民間委託もこれ以上やるところはないのではないかとというぐらいにやっていますから、各都市の全適の導入に当たっては、さらにそういう民間委託を進めようとか、そういうこともセットになって導入されようとしているところがあるようなのです。ただ、小樽市の公立病院はもうそういうところもないだろうと。だから、ここで全適を適用しなければならないという決定的な方策がどうもこの改革プランを読む限りでは、私は中身については必要ないのではないかと思いますし、経営形態の見直しの方向性という

このガイドラインに沿ってのみ、四つのうちのどれかを選ばなければならないから、この方法をとっているというふうにしかならないのです。

ただ、今、御答弁をいただいたのですけれども、28 ページの見直しの方向性というところを読む限りでは、これだめなら次にという方向性もまた書いてありますし、多様な経営形態について引き続き研究を進めていきたいというふうにも書いてありますから、どうも民営化の一里塚になりかねないとは決して言えないのではないかという心配が見られます。そういう意味では、自治体病院を取り巻く、先ほど来お話しされています社会的な状況、診療報酬の問題とか、何よりも地方交付税の削減については、本体のこの小樽市の財政そのものをも大きく揺るがす問題ですから、そういう問題に対して小樽市が一丸となって変えさせていくという方向で手を組むべきではないかというふうに考えていることについては申し述べておきたいと思います。

（樽病）事務局長

あまり理解してもらえないという話をしましたけれども、やはりそれはこちらのほうの行政サイドと病院というのは全然発想が違うのです。やはり人員配置をして、そこで事業をやって収益を上げていくという、そういうシステムになっていますので、その辺の尺度というのは、なかなかかわってくれというのは難しいし、私が財政部にいたときは、逆に言うと第二病院にいたけどやはりわからなくなってしまいましたから、そういう意味ではやはり病院事業というのはちょっとまた別なのだと思います。

それから、全適をどうするという中で、これは我々共通の思いですけれども、やはり市立病院として、いわゆる公立の病院として、地域医療を守るという形の経営形態というのは崩してはいけないと思いますので、今後いろいろな経営形態というのも検討する時期が来るかもしれませんけれども、その中心というのですか、地域医療を守るために必要な部分というのはきちんと守るような形で検討していきたいと考えております。

菊地委員

手数料について

次に手数料についてお伺いしたいと思います。

今回の手数料については、衛生手数料などの改定について提案されています。衛生手数料の中で、ごみ埋立処分手数料が 54.3 パーセントと大変に大きな値上げ幅となっていますが、この背景についてお尋ねします。

（生活環境部）管理課長

今回の使用料及び手数料の改定の中で、非常に上げ幅が大きいという状況にはなりますけれども、まず、申し上げたいのは、今回の使用料及び手数料の全庁的な見直しとは別に、私どもとしましては、今回、料金改定をする予定でございました。といいますのは、通常同じ廃棄物で焼却と埋立てという二つの処理方法があった場合には、分別を推進するという観点から、焼却と埋立ては同額にするか、むしろ埋立てのほうを高くするというのが一般的な料金設定の流れです。ところが、御承知のように、北しりべし廃棄物処理センターの焼却施設が平成 19 年にオープンいたしまして、2 年間の経過措置がございましたが、いよいよ 21 年度については 20 キロ当たりで 142 円という料金設定になっております。そういった中で、埋立処分手数料については、12 年に開設した当時の 92 円のままになっておりまして、その辺の格差を埋めるために 21 年度につきましては、北しりべしのごみ焼却手数料と同額の料金設定をさせていただきたい、そういった背景でございます。

菊地委員

事業系の一般廃棄物に関しては、すべて焼却処理となりますが、焼却処理が困難なものに限り小樽市廃棄物最終処分場での埋立処分となりますというふうにあります。この焼却処理が困難なものというのは、例えばどのようなものがあるのですか。

（生活環境）管理課長

事業系一般廃棄物ですから、基本的には可燃物です。ただ、もともと例えば海岸管理者が行っている海岸設備と

か、そういった分別がもともと不可能なもの、そういったものは事業系一般廃棄物としてやっているところがございます。そのほかに大型の動物の死体、これは小樽の場合ですと、たまにトドの死体などが漂着いたします。さらにはシカですとか、そういったものというのは焼却いたしますと、その動物の持っているいろいろな脂分ですとか、そういったもので非常にすごいにおいがするといったことがございます。それと、実際にオープンしてみても、事業系の一般廃棄物で埋立てに回しているごみも、中でございます。それと、例えば賞味期限が切れた冷凍食品なんかたまたま大量に搬入されます。そういったものですとか、あと公園の樹木を伐採したとき、ある程度乾燥して持ってくれば別なのですが、まだまだ水分を含んだままでの、こういったものを大量に持ち込まれた場合に焼却炉の燃焼温度が低くなるという、こういった状況がありますので、それを避けるために、そういった大量に運ばれてきたときには直接埋立てのほうに回しているということでございます。

菊地委員

今、焼却に回すごみについてお尋ねしたのですが、焼却炉が供用開始になった後でそういう実態が多く出てきたとおっしゃいました。では、あらかじめ焼却できないものもあるという予想でこの埋立手数料も決められていたから、埋立てに回る部分というのは一定程度の予測があったのだと思うのですが、どのくらいの予想トン数というか、キロ数というか、それで予想していたのか。また、平成 19 年度の実績、20 年度の実績見込みがわかれば教えてください。

（生活環境）管理課長

要するに、焼却が始まってから予想外に出るごみというのはあるのですけれども、もともとは先ほど言いました大型の動物の死体ですとか、大量の食品とか、そういったもの程度というふうに考えておりましたので、当時は年間 100 トン程度の量が埋め立てられるかと思ったのですけれども、実際には、平成 19 年度の実績で申しますと、事業系一般廃棄物トータルで 1 万 9,536 トン、約 2 万トンを処理しておりますけれども、そのうち 1,463 トンが直接埋立てというふうになっております。20 年度はまだちょっと途中ですけれども、大体同じような傾向で推移をしています。

菊地委員

そうすると、平成 21 年度も似たような量・数が埋立てに回るとすると、財政効果というのはどのぐらいなのか。

（生活環境）管理課長

一応、事業系一般廃棄物については、年間で 450 万円ほど財政効果があるというふうに思っております。

菊地委員

財政効果についてはわかりました。ただ心配なのは、そういうふうにして予測もできなかった部分がどんどん埋立てに回っているということでは、埋立処分場のほうの受入れは大丈夫なのかという心配があるのですが、それはどうなのでしょうか。

（生活環境）管理課長

全体の量からいたしますと、埋立処分ですけれども、焼却が始まりまして年間 1 万トンほど埋め立てられておりますので、その中の千数百トンということですので、それほど大きな影響というのではないかというふうに思っております。

菊地委員

それでも 1 割です。10 年たったら 1 万トンを超えてしまうから大丈夫かという心配はあるのだけれども、先ほど賞味期限の切れたものを受け入れる前に、その業者に対して焼却をしたりとか埋立てをしたりする前の処分の方法とか、そういうものについては何か方策をとるという方向はないのでしょうか。

（生活環境）管理課長

焼却場を開始した当時は、要するに焼却場に持ってきて、その場で埋立処分に回すというふうな事例も多かったようなのですが、最近は収集運搬事業者側のほうで、埋立てに回る可能性があるという廃棄物については、あらかじめ焼却施設のほうに確認しているというふうな状況もあるようですので、そういった部分ではスムーズにいらっているようです。ただ、先ほど言いましたように事業系一般廃棄物は当然焼却できますので、ただそれが大量に持ち込まれると困るという状況なものですから、逆に言うと少量ずつ持ってくる分については通常どおり焼却処分はしております。ただ、先ほどちょっと例で言った賞味期限切れの冷凍食品とか、そういったものが来るときは何十トンという単位で来ますので、そういった輸送コスト等を考えれば、やはりある程度大量に一週に運ばざるを得ないというふうには思っております。

菊地委員

賞味期限切れの食材が何十トンも運ばれるということのほうはどうにかならないものかという心配というか、その方策を立てられないものかということ、今お尋ねしても、いいお答えや方策が返ってくるかどうかはわからないのですが、それにしても分別のあり方とか、それから循環型社会をつくるか、ごみを減らそうという方針を、一定程度地方自治体は持つわけですから、その立場で今後、食品については、もったいないですから、企業側へ何らかの話合いなり指導をしていけないものかということについて考えておられるか、全く考えが思いつかないか、その辺についてお尋ねして検討したいと思うのですが、いかがでしょうか。

（生活環境）管理課長

今ちょっと具体的な例として申し上げたのは、いろいろ職務の問題等がありますので、想像しやすいかと思って一つの例で申し上げたわけなのですが、我々とはとにかく事業系一般廃棄物につきましても、いろいろな方向で資源化につきまちは指導しているところですので、今後もそういった部分での資源化できるものについては資源化するように指導してまいりたいと思っております。

委員長

共産党の質疑を終結します。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 11 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

山田委員

生活保護について

代表質問において、生活保護に関係して質問いたしました。この問題は、先の第 3 回定例会、9 月 22 日の予算特別委員会に自民党の横田委員からも、生活保護の支給に関しては放置することなく市としての施策をとらなくてはならないと問うております。そこで最初の質問をいたします。

2004 年の厚生労働省の全国調査でも、5 年以上の保護費を受けている世帯が約半分を占めていると聞きます。では、本市の状況を、1 年から 3 年、3 年から 5 年、5 年から 10 年未満、10 年以上、このような状況でお聞かせ願いたいと思います。

（福祉）生活支援第 1 課長

受給期間の関係でございますけれども、パーセントで申し上げますと、1 年未満 11.1 パーセント、それから 1 年から 3 年未満 16.2 パーセント、3 年から 5 年 12.7 パーセント、5 年から 10 年 25.4 パーセント、10 年以上が 34.6 パーセント、これは平成 20 年 12 月の直近で、約 3,700 世帯の内訳でございます。

山田委員

それでは次に、この受給世帯の現状と受給を終えた世帯の理由をお聞かせ願いたいと思います。

（福祉）生活支援第 1 課長

世帯の現状と受給を終えた世帯につきましては平成 19 年度の実績に基づいて説明したいと思います。世帯の現状としまして、高齢者世帯が 44.2 パーセント、母子世帯が 12.7 パーセント、傷病・障害者世帯が 34.9 パーセント、その他の世帯が 8.1 パーセント。それから受給を終えた世帯ということでございますけれども、廃止になった世帯の一番大きな理由としては受給者がお亡くなりになったということで、その占める割合が 28.0 パーセントでございます。それから、就業と転職等により収入が増えた世帯が 16.4 パーセント、市外及び道外への転出という形で移動されて廃止になった世帯が 13.7 パーセント。それから、社会保障給付金、年金等を受給して廃止になったという世帯が 5.5 パーセント。大きな理由としては、そのような世帯が上位を占めております。

山田委員

厚生労働省の資料からも調べさせていただきました。平成 17 年度から基となる相談数の集計方法が、集計する方々がまちまちだったということで、今回、18 年度に統一されて、より申請率が正確になったと聞いております。これは 18 年度には全国では 34 万 8,276 世帯、そのうち 15 万 5,766 世帯が申請されました。これは全国平均でいくと、この申し込んだうちの 44.7 パーセントが生活保護を受けたと聞いております。それでは、本市では、この申請した世帯が増えて受けられているのか、何パーセント受けられているのか、年間何人が申請されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

（福祉）生活支援第 1 課長

厚生労働省の報告の中で申請率、そういうお話がございましたけれども、私どもはその申請率ということでの押さえというのは、特にしていないわけで、相談室の中で生活保護に関するような相談を受けて開始したというような件数で申しますと、平成 18 年度については生活保護に関する相談が 1,035 件ありました。そのうち申請件数が 478 件ございます。そのうち開始になったのが 478 件の申請のうち 442 件でございます。それから、19 年度においては、相談件数が 986 件ありまして、そのうち申請件数が 469 件、そのうち開始が 412 件となっております。19 年度におきましては、相談件数に対する申請件数の割合ということで申しますと、47.6 パーセントということで、私どもの相談に対する申請件数としては、そのような形で押さえております。

山田委員

それでは、パブル崩壊後、生活保護を受ける人々が増え、2006 年の保護費は全国では 2 兆 6,000 億円を突破したと聞いております。また、4 分の 3 が国の負担で、4 分の 1 は地方自治体の負担だということも聞いております。この中で厚生労働省の生活保護費の関連で、もし押さえられるとしたら、この人件費の負担について、地方自治体がどれぐらい人数を割いて、どれぐらい負担したのか、もし調べているのであれば、聞かせていただければと思います。

（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護の扶助費については、基本的には国が 4 分の 3 を負担しまして、市が 4 分の 1 を負担する、そういう中で人件費相当分についての話については、ちょっと私どものほうでそのお金の扱いは、申しわけありませんけれども押さえておりませんが、実際問題、生活保護を運営するに当たりましては、やはりこの社会福祉法でも被保護世帯の 80 世帯に対して 1 人のケースワーカーを配置するという標準数の考え方がございまして、そういう中では、私

どももそれに近づけるような形で努力をしております。現在、ケースワーカーとして実際業務に携わっているのは 42 名おります。ただ、その人件費相当額についての押さえは、申しわけないけれどもしていないということになっております。

山田委員

そうなのですね。これでいくと平成 19 年度は 18 年度より 129 世帯多い、3,597 世帯が受給され、道内では 5 位の多さと聞いております。また、そのケースワーカーの基準について、都道府県福祉事務所では 65 世帯に 1 人、今言われたように本市では 80 世帯に 1 人ということで聞いています。それでは、小樽市のまずこのケースワーカーの数と、このケースワーカーを指導される査察指導員が何人いらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思います。

（福祉）生活支援第 1 課長

ケースワーカーの配置なのですけれども、先ほども答弁をいたしましたけれども、平成 20 年度当初では被保護世帯数が 3,669 世帯ありまして、実際 42 名がケースワーカーとして配置されております。それから、査察指導員のほうですけれども、査察指導員は御存じのとおりケースワーカー等を指導・助言等をするという立場の中で、標準的にはケースワーカー 7 名に対して 1 名の配置とされてありまして、現在、査察指導員は 6 名ありまして、その部分については標準数にはなっておりますけれども、先ほど言いましたとおり、社会福祉法では 1 ケースワーカー当たり 80 世帯というのが標準となっておりますので、現在 42 名の配置の中では 1 人当たり約 87 世帯ぐらい持っていますので、若干その標準数より多く持っているということになっております。

山田委員

ある程度の人数に応じて、このケースワーカーは配置されているということで聞きました。また、ある地方では、この査察指導員の経験不足も指摘されています。本市の状況について、この資質について大丈夫なのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

（福祉）生活支援第 1 課長

査察指導員の資質の問題でございますけれども、いずれにしても、先ほど言いましたように査察指導員は指揮監督を行う職務ということでありまして、6 人の査察指導員は、既にケースワーカーの実務を経験している者ばかりでございます。それとともに、毎年、全道規模で査察指導員を対象にした研修会などありまして、それに参加をして資質向上を図っているということで、それなりの成果は上がっていると思います。

山田委員

次に、この問題点と改善点について何点かお聞きします。

今こういうような問題点の中では、非正規雇用、フリーターがもたらす生活保護との関係、また交通費を含めた不正受給の問題、格差の問題、長期化の問題、いろいろあるわけですが、この格差の問題では、ある程度の地方の収入の問題、全国と道内の収入の差、それから長期化の問題、これは地域差ととらえるのか、また社会的、経済的な要因もあると思います。まず、この 2 点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

（福祉）生活支援第 2 課長

今の御質問でございますけれども、地域間の所得格差の問題あるいは生活保護の長期化ということでの問題、これは全国的な部分で、いろいろな機関の報告書の中で示されているという状況なのですけれども、それが直接小樽市にどのような形でどのような影響を与えているのかということにつきましては、結局例えば小樽市の所得が低いという状況がある中で、各都市との保護率の相関関係はどうであるのかというような部分で、調査とか研究したことは実はございませんので、詳しい流れの中ではそのような部分についてはちょっと答えることは難しいというふうに考えております。ただ、確かに全国的な流れの中でこのような問題というのがありまして、小樽市の保護率というのは年々上昇しているという実態があるというのが現実ですので、その要因はこのような問題も含まれているのかというふうには考えております。

山田委員

確かに、やはり長期化の理由としては、今の失業率とか高齢化とか離婚率とか、そういうような経済的、社会的な要因があると思います。

続いては、次に改善点、これは横浜市の例ですけれども、ハローワークに勤めた経験がある就労支援専門員を福祉事務所に配置し、ケースワーカーと一緒に受給者の職探しの支援をして、平成 17 年度では 743 人が就職でき、市の保護費も 4 億 3,000 万円減らすことができたと聞いております。本市でも同様のことを推進していると思いますが、現状では、どのようなことをされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

（福祉）生活支援第 1 課長

自立のための施策ということで、就労支援にかかわる問題ということで、小樽市といたしましても、就労可能な被保護者に対して、求職活動について相談、それから助言・指導を行う、そして就労に結びつけ自立助長を図るというような観点から就業指導員を配置しております。この方はハローワークにいたということで、専任の就業指導員となっております。具体的には、就労活動に結びつけるために求人情報の提供とか、あと基本的なことですけれども、履歴書の書き方、それから面接の受け方などの指導・助言、それからハローワークへ同行して本人をフォローすると、そういうような観点で就労に結びつくような取組を行っております。その効果等についてでございますけれども、先ほど横浜市の例を出されておりましたけれども、小樽市はそんなに成果として高いものではございませんけれども、平成 19 年度で申しますと、就労指導した人数が 205 名ありまして、そのうち 125 名をハローワークに取り次いでおります。結果として、現状では 69 名が就労につながっておりまして、そのうち 3 名が廃止になりました。あと 66 名については収入が増えたりしたこともありまして、結果としては約 1,000 万円近くの効果額があったと、そのように押さえております。

山田委員

横浜市と比べると本当に規模的には小さいですけれども、実際にこのような努力が報われて、効果的には 1,000 万円あったというふうに今おっしゃいましたので、本当にこれは今後とも長くそういうような形でやっていただければ減になってくると思っています。

また、今後の予測として、今、就職氷河期世代の方々が 65 歳になると、10 年前の世代より生活保護を受けている人が 77 万人増え、保護費は総合研究開発機構の試算で 1 年当たり 8,000 億円増えるということも聞いております。生活する目的や目標、又は生きる希望、これを一緒に考える施策が必要だと思います。市職員の地域支援事業が、例えばボランティアにも参加するとか、それから今、不足している町会行事、また役員への参加など、地域と一緒に見守れる施策をぜひケースワーカーや査察指導員にお願いしたいと思いますが、最後に部長のお答えはどうか。

福祉部長

今お話にありましたように、生活保護を受給している方が町会行事なりボランティア活動をするというのも一つかと思っておりますけれども、基本的に保護費は年々増えております。今御指摘がありましたように、高齢化が進むにつれ、減少することはたぶんないのだろうという、全国的にそういう推移でございますけれども、この生活保護行政につきましては、御存じのとおり基本的に国の事務ですので、市はそれを受託しているという中で、例えば小樽市独自のやり方というか、そういう裁量の余地のあまりない部分でございますので、なかなか難しい部分がございますけれども、国の動きといたしましては、市長も本会議で答弁しましたように、今後の生活保護のあり方という部分では、就業指導を強化するとともに、一つの目標として、期限をつくって生活保護の受給期間を設定するという考え方、あるいは先ほどありましたように高齢者世帯が 45 パーセントぐらい小樽でもございますけれども、そういった方々はほかの保護世帯と分離しまして、年金制度のような形で考える。あるいは医療費というのも、これも全国ととりわけ小樽は特別違うというわけではございませんけれども、保護費のもう半分近くを要するという状況であ

りますので、医療費について何とか最低限の負担を保護世帯にもしてもらったらどうかといった提言を国や国の諮問機関に進言していく。これは全国知事会、全国市長会、また政令都市の市長会、そういった団体からも似たような提言がされております。そういった推移を見る必要があると思いますけれども、いずれにしましても、お話がありました保護世帯の生活指導あるいはボランティアということも含めまして、市でできる限りの生活指導という部分は継続してやっていくということが必要だと思えます。

山田委員

こういうようなことをされると、小樽市も地域を活性化する部分では本当にいい施策だと思いますので、進めていただきたいと思えます。

生活保護の受給額は平成 18 年度では 84 億 2,020 万円、そのうち市の負担は 21 億円となっています。逆に言うと、市の持ち出しは 21 億円で、国からは 63 億円返ってくるということです。ですから、逆に、これはたぶん一般会計予算からいくと、21 億円は 1 パーセント未満になるかもしれませんが、この部分、63 億円が返ってくるということもありますので、この点は十分保護世帯にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

成田（晃）委員

北海道所管の海岸整備について

海岸侵食の面からちょっと伺いますけれども、祝津の海岸にヨットハーバーの副防波堤がありまして、テトラポッドで波消しをしているわけですが、その波消しをしているテトラポッドが波によって流されてしまって、その波が防波堤を越えるような状態になっているのです。その副防波堤のテトラポッドが 2 か所侵食されまして、その 2 か所の部分を観光客がスリルを楽しむような形で、波の中をくぐって歩くといった状況が見られ大変危険な状態で遊んでいる状況なのです。そういう中で、羽幌町で何人も流されるという死亡事故がありました。そういうことがありますので、漁港のことですから北海道の所管でしょうけれども、小樽市も北海道に強く申し入れをしないと、いつまでたってもこの状態というのは改善されないものですから、どうかうまく波消しができるような方法を研究していただきたいと思えます。防波堤に行くなと言っても渡れるような状況になってしまっているものですから、いくら看板をつけても、また周りの人が声をかけても後を絶たず、観光客がスリルを楽しんでいるような、そういう状況にありますので、その辺をどういう状態になっているか報告していただきたいと思えます。

（産業港湾）水産課長

ただいまの御質問でございますけれども、ちょうど祝津副港のマリーナ横の防波堤のところの話だと思います。そのところのテトラポッドが高波で移動したというのが、平成 19 年 5 月にそういった事態が起こりまして、昨年 9 月に北海道が一部補修をしたという経過があります。それで、やはりまた高波によりまして防波堤のテトラポッドが移動しているということがございまして、今、委員がおっしゃいましたとおり、2 か所のところでテトラポッドがなくなっているというような状況になってございます。

そこで、我々もそれは当然把握しておりますので、この所管でございます土木現業所のほうに話しまして、対処してもらえないかということで、強く要請をしております。

それから、先ほど委員のほうからお話がありましたように観光客が一部防波堤に上って、テトラポッドまで行っているとはちょっと思いませんけれども、防波堤の上で観光といいますか、海を楽しんでいるというようなこともちらほら聞いてございます。これもすぐに後志支庁にも当然その話をいたしまして、それらの対策を講じてもらわなければ、観光客にも犠牲が出てしまいますと大変なことになりますので、その対処方を願いますということで、土木現業所と後志支庁には話をしておりますので、これは近々何らかの方法がとられるところではないかというふうに思っております。

成田（晃）委員

ぜひ人命にかかわる問題ですから、小樽にこれだけの観光客が来て、そしてまたスリルがあるから遊ぶのでしょうけれども、そういう命をかけたようなことにならないような、万全の体制をつくっていただきたい、そういうふうに思います。

また、もう一か所侵食されている海岸があるのですが、これは銭函の河口の部分なのですが、川の部分は小樽市が管理しなければならない、そして海岸の部分は所管が北海道なのです。河口の入り口がダムみたいな状態になってしまい、水量が河口で閉ざされてしまって、そして山から流れてきた栄養分が、そこでせきとめられている状態。そうすると、栄養分が海に流れていかないものですから、海の部分が枯渇して海藻が育たない状況になっています。それが銭函の川で、海に流れている川というのは3か所あり、その3か所すべてがそういう状況になっているものから、その河口の部分をせきとめられないよう、毎年春になると小樽市で河口を開いて、お金をかけてやっているわけです。毎年です。これを1年に2回ぐらいやるそうで、予算がかかっていくわけですが、これは業者としてはありがたい話でしょうけれども、市の財政がこういう状況の中で、できるだけ改善される方向に進めてもらうように、土木現業所が所管する海岸部分に石が寄らないような方法をとれるように考えていただきたいと思いますけれども、どこが所管して対応するのですか。

（建設）建設事業課長

普通河川につきましては、小樽市で維持・管理をしております。今おっしゃられた銭函につきましては、銭函川、旧星置川、本来はそれぞれ小樽市が管理しております。降雨量により違いますが、春先と秋口ですか、たい積した土砂を小樽市のほうで除去しております。ただ、土木現業所との話なのですが、当然たい積する土砂は川から流れて、雨の多いときは河口の部分もたい積しますが、海から打ち寄せる土砂もあって、どの部分が山から行って、どの部分が海から来るかといったら、そういったものははっきりしておりません。ただ、現実として河口が閉そくされて民家のほうに影響を与えるようなことがあってはまずいので、本市として維持・管理をしております。そういった中で、我々もはっきりした状況を把握しておりませんので、所管する土木現業所と連絡をとりながら、まず現状について把握をし、対応を考えていきたいと思います。

成田（晃）委員

やはり沿岸漁業者という、そこで漁をしている人たちもいるわけです。それで、栄養分のなくなった海岸というのは、もう昆布が生えないのですから、何もとれないのです。そういうような状況になっている、そういうのをきちんと把握して、土木現業所に連絡して、その石を除去してもらうように言って、河川から栄養分が流れていって昆布が育つような状況にしてほしいと思うのですけれども、河口はもうすごいヘドロで色が変わっているのですよ。河口の水はもう全部真っ黒い状況になっているので、少しでも改善をして、それが海に流れて、汚れているのではない、栄養分を流しているという感覚を持っていただきたい。そして、海を育ててもらいたい。そして、漁師が漁業者として営業が成り立つような方策をつくっていただきたい。それが小樽の発展になっていくのではないかなと思うものですから、ぜひ水産課もこういう形の中で漁業者を保護することを考えて北海道に要請していただきたいと思いますが、この辺はどう思っていますか。

（産業港湾）水産課長

ただいまの御質問でございますけれども、我々も銭函の漁民の皆さん方が、確かに昆布がつかないとかということで、いろいろな問題があるということも聞いてございますので、先ほど建設部のほうからも答弁がございましたけれども、当然土木現業所が主体となってやることかとは思いますが、我々三つどもえとなりまして、その改善に向けて何とか努めていきたいというふうには思っております。

成田（晃）委員

この河川、河口の問題というのは、やはり長い歴史をたどってきていると思います。今、川が生まれたわけでは

ないですから、今までもずっとそういう状況になってきていたと思うのです。だから、これは今後の課題の中で、やはり北海道に所管してもらう部分はきちんとやってもらって、そして小樽市からも要請していくという形をとっていかなければ、小樽市が単独で毎年この作業をやっているのは、財政に影響すると思うのです。きちんとその辺も含めてお願いしたいと思います。

軽自動車税について

次に、ひっ迫している小樽市の財政について、自分たちのことは自分たちでやるようにということは、先日の一般質問でも取り上げました。これは三位一体改革で示されていることですが、私の持論として、これまで私自身も市民に対して、自助努力をしていかなければだめだと、行政におんぶにだっここのことをやっていたのでは、小樽市は破たんしてしまうということを訴えてきました。今の小樽市の状況というのは、地方交付税に依存した行政運営をしているから、こういうような状況が生まれてしまった。これはやはり自助努力をして自立していくことが大事な部分であり、それで、何か小樽市として独自の財源を求めていく必要があるのではないかと思います。

そこで聞かれますけれども、今の軽自動車の保有台数というか、小樽市に登録されている台数はどのくらいでしょうか。

（財政）市民税課長

平成 20 年度における軽自動車税の課税台数につきましては、11 月末現在で合計 2 万 3,916 台、内訳としましては、大きく分けて四つありますが、原動機付自転車 が 3,925 台、軽自動車 が 1 万 8,108 台、小型特殊自動車 が 715 台、2 輪の小型自動車 が 1,168 台ということになっております。

成田（晃）委員

軽自動車 が 1 万 8,108 台ですか、この軽自動車の中でも乗用タイプと、それからトラックとそれぞれ扱いが違うと思うのですけれども、これについてはどのような状況になっていますか。

（財政）市民税課長

扱いと申しますか、税率が乗用、貨物、自家用、営業用という形で 4 区分に分かれております。自家用の乗用自動車 が軽自動車の中でも一番多い台数を占めておりまして約 1 万 2,000 台、それから貨物の自家用が約 4,000 台弱という数字になってございます。

成田（晃）委員

それで、乗用車のタイプと貨物のタイプというのは、税金はどのくらいなのですか。

（財政）市民税課長

税率でございませうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

4 輪の自家用車で 7,200 円、それから 4 輪の貨物・自家用で 4,000 円ということになってございます。

成田（晃）委員

かなり税率が低いですね。軽自動車だから、普通車だから、大型車だからということで、国道を通っても、高速道路を通っても区別はないのです。料金所の料金こそ差がありますけれども、ここは軽自動車 が走る路線です、ここが大型ですという路線ではなく、全部一括で走っていくわけです。そういう面からいくと、燃費も違いますけれども、この中で、やはり見直していかなければならない部分というのは当然出てくると思うのですけれども、その辺はどう考えていますか。

（財政）市民税課長

確かに委員がおっしゃるようなこともあるのですが、この税率は一応地方税法の中で標準税率というのが定まっております。小樽市の場合、標準税率を使っているわけですが、ただその規定にも現在 1.5 倍以内の税率を使っているという決まりが設けられておりまして、全道の 35 市中 7 市において標準税率を超えた税率を使っているとい

う状況もございます。そういう意味では、検討課題になるのかというような認識をしております。

成田（晃）委員

検討すべき時期がもうそろそろ来ているのか。小樽市も財政がひっ迫している状況の中で、これで万が一、交付税がこれからさらにカットされたら、もう目の前は真っ暗ですよ。小樽病院なんて統合できませんよ、もう。そういうような状況にならないうちに、この標準税率を見直したほうが良いのではないかと思います。これは小樽市だけではなかなか難しいと思うので、北海道に相談を持ちかけるとか、そういう形の中で話し合うというのはどうでしょうか。

（財政）税務長

軽自動車の税率につきましては、委員の一般質問の中でも過去にありましたけれども、小樽市の現状としましては、車種の多様化、また景気の低迷の中で、普通車より販売価格が安く、税金も安いこと、さらには燃料費の高騰により普通車に比べ燃費がいいということ、燃料費の負担が少ないということがありまして、そういう関係で普通車から軽自動車への乗換えが進んで年々増加傾向にあるということで、その部分では税率を改正しなくても、税収としては増加傾向にあります。

また、先ほど課長からも答弁を申し上げましたけれども、道内のほとんどの都市がこの標準税率を適用しておりますので、我々としては、この道内他都市の動向を見極めながら進めていくということを考えております。ただ、いずれにいたしましても、委員が御指摘のとおり本市の財政状況が依然として厳しい状況にあることは現実でありますし、超過税率については、先ほど言いました税法上認められた制度でありますので、こういった観点から、新たな市民負担にもなることですので、今後、慎重に議論しなければならないという課題として検討はしております。

成田（晃）委員

市民に負担をかけるわけですから、簡単なものではないと思います。ただ、市民の中でも、やはり小樽市が財政再建団体に陥ったときには、もっとひどい状況になってしまうという認識を持っていますから、そういう方々との話合いの場を設けるなり、パブリックコメントを求めて、ぜひお願いできるものならお願いしてみてもどうかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

濱本委員

学校評価について

学校評価に関して、平成 19 年 6 月に学校教育法が改正になったのと、そして 19 年 10 月に学校教育施行規則が改正になり、それで今年の 1 月に学校評価に関する改訂版のガイドラインが出たということなのです。その中で特筆すべきは、いわゆる学校が自己評価をして、学校関係者によって外部評価をします。その自己評価と外部評価が合わさって、学校設置者である市長のところへ上がってくる。市長は、上がってきたら、実はここに文部科学省のパンフレットがあるのですが、予算、人事などの支援、改善をしなければならないということになっています。小樽市はお金がないですから、財政的には無理かも知れません。その中で、実は学校の中で自己評価をする上には、文部科学省と北海道教育委員会の学校評価の概要の中に書いてあるのですが、校長のリーダーシップの下で当該学校の全教職員が参加しようぬんという文なのです。ここでちょっと一つだけ気になるのは、この間の英語教員研修で北海道教職員組合から通知が出て教員が余り参加をしなかった、それで教育委員会が御尽力されて参加が 7 校から 14 校になったということもあるのですが、この学校評価の中の自己評価の部分で、北教組がこのことに対して何らかの通知を出していた経過とか、そういう状況を把握されていますか。

（教育）学校教育課長

学校評価につきましては、従前から学校が行う自己評価につきましては、いわゆる学校の設置基準の中で、努力規定ということで規定されておりまして、その中で学校はそれぞれの取組を進めてきました。そういう中で平成 19

年に学校教育法等が改正になり、自己評価につきましても法定はされたわけですが、自己評価という従前からの取組については、そのまま同じ自己評価ですので、特に組合のほうで法定されたからどうということではないと思っております。

濱本委員

それであればいいのですけれども、学校評価は開かれた学校づくりということで、現行のあおばとプランの中でも、それから新計画の中でもうたわれているわけです。これが本当に地域で信頼される学校づくりの第一歩であり、大事な根幹という認識だろうと思うのです。そういうものが順調に進まなければ、小樽市の教育というのはやはり他都市から見て、何をやっているのだという話にもたぶんなりかねないのではないかと思います。そういう意味では、外部評価の部分で先ほど私が言った今年 1 月に出た学校評価の文部科学省のパンフレット、こういうものをきちんと市内の小中学校に配布をすとか、こういうものがあるから学校評価関係者に配布をしてくださいとか、そういうようなことはされたのでしょうか。

（教育）学校教育課長

この学校評価につきましては、学校教育法に位置づけられたということで、本年の 4 月当初に制度の内容なり、そしてガイドラインがありますということを示しながら、制度の内容や学校での取組についてやっていくようにということで説明をしたところであります。

教育長

学校評価につきましては、今、委員の御説明にありましたように、平成 19 年度に改定部分がありますが、小樽市教育委員会では指導室のほうから、既に何年も前からいろいろなサンプルを示した指導資料をつくりまして、それに基づいてできるだけ近い格好で進めていくという取組は行ってありまして、それを見ながら学校でユニークな授業をやってありますし、法的には平成 19 年度から、委員がおっしゃったような形で学校評価をやっていただくという現状でございますので、国で出しているものというよりも、その前から一応いろいろなものを提示しているところでございます。

濱本委員

要は、これで平成 21 年 4 月以降に市内の小中学校から自己評価と外部評価が出てきます。こういうものが出たときには速やかに情報公開をなささいということもうたわれておりますので、前回のこの予算特別委員会の中で教育委員会の情報公開、ホームページへの議事録のアップ等々もお願いしましたけれども、これもぜひとも公開をお願いして、私の質問を終わります。

（教育）学校教育課長

この学校評価につきましては、評価することと、もう一つ、公表することが規定されていますので、当然公表もやっていくことになります。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 19 分

再開 午後 4 時 44 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 5 号、第 10 号ないし第 13 号、第 15 号ないし第 19 号、第 23 号及び第 25 号ないし第 27 号はいずれも否決の討論をいたします。

地方自治体の財政は、三位一体改革による平成 16 年度以降の地方交付税の大幅削減により、いまだ厳しい状況を脱しきれずにいます。一方、大企業、財界優遇の税制改正、社会保障費の抑制政策は、この 2008 年度、13 兆円に上る国民負担増となっています。

こうした地方財政の厳しさ、診療報酬の引下げ、医師不足は、公立病院の存在さえ危うい状況に陥れています。介護保険事業では、第 4 期保険事業計画の中で、介護度認定の聞き取り調査を項目を大幅に削る方向で適切な介護認定をしてもらえるのかといった不安を新たに利用者にとらせています。景気の悪化や長引く不況の下で、地方自治体は思いどおりの税収入を見込めていません。しかし、こうした雇用の不安や国民負担が増している中であって、使用料及び手数料の値上げは、市民の健康増進、生きがいを奪うことになり、財政効果もさして期待できないものであり、賛成できません。

介護認定の聞き取り項目削減を前提にしたシステム変更の補正予算も問題です。出産ができない、急患の受入先がないなど、全国各地でこうした地域医療の崩壊を進めた医師不足・医療費抑制政策の根本からの見直しを国に求めることが大事であり、民営化への一里塚になりかねない地方公営企業法の全部適用は大いに問題であり、賛成し兼ねるものです。

一言、金融問題にも触れておきます。今年の年末は、アメリカ発の金融危機の下で、地元企業はとりわけ資金繰りに苦労しています。年の瀬を迎え、従業員とその家族の生活に直結する重要問題です。政府はこの 10 月、緊急融資保証制度、いわゆるセーフティネット保証を創設しました。このセーフティネット保証による、いずれも信用保証協会 100 パーセント保証つきによる申込みは小樽市で 82 件認定しています。にもかかわらず、北陸銀行は、信用保証協会の保証付融資を拒否したことは重大問題です。資本主義の中で、カジノ的な投資に走っている業務を正常な銀行業務に戻し、銀行のモラルハザードを正し、小樽市も他の自治体同様に昭和 24 年以来 2,050 万円の出えん金を信用保証協会へ出していますから、こうした出えん金を地元企業へのセーフティネットに活用することを求めるためにも、銀行や金融機関の融資問題にも一言触れ、詳しくは本会議でさせていただくことを申し述べまして、討論といたします。

成田（祐）委員

平成会を代表して、議案第 15 号に対する賛成の討論をいたします。

しかし、この討論は、もろ手を挙げての賛成ではなく、消極的賛成であるということをつけ加えさせていただきます。本件は、不良債務の解消が最優先となっており、独立行政法人化ができないという非常に選択肢のない中でのとる道であるというふうには思います。その中で、この全部適用を経て独立行政法人化に進むといったことをしっかり考えながら、ネットワークのスピードアップ化、医療機関と行政の密接な連携、投げやりにならないような、ほうり投げにならないような、しっかりとした対応をしていただきたい。そして、形だけにならないような全適であってほしいということを強くつけ加えて、この議案に賛成することにしたいと思います。

もし、この結果がうまくなされない場合は、平成会としましては厳しい追及を今後議会でしていくことを申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 5 号、第 10 号ないし第 13 号、第 15 号ないし第 19 号、第 23 号及び第 25 号ないし第 27 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきましては、付託された案件をはじめ、幅広く行政について各委員より熱心な御審議をいただきまして、委員長としての任務を全うすることができました。山田副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力に感謝して終わらせていただきます。意を十分に尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。